

本庄市新型インフルエンザ等対策行動計画

平成 27 年 3 月

本 庄 市

目 次

はじめに	1
1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定	1
2 新型インフルエンザ等緊急事態宣言ならびに緊急事態措置	1
3 本市行動計画策定の経緯	1
第1章 基本方針	3
1 行動計画の対象	3
2 目的及び基本的な戦略	4
3 対策の基本的な考え方	6
4 実施上の留意点	8
5 発生時の被害想定等	9
6 対策推進のための役割分担	11
7 行動計画の主要6項目	13
(1) 実施体制	
(2) サーベイランス・情報収集	
(3) 情報提供・共有	
(4) 予防・まん延防止	
(5) 医療	
(6) 市民生活及び経済の安定の確保	
8 発生段階	21
第2章 発生段階における対策	23
未発生期	24
海外発生期	28
国内発生期	32
県内発生早期	37
県内感染拡大期	42
小康期	48
【参考資料】	51

はじめに

1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、ほとんどの人がそのウイルスに対して免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害と社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性もある。これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザや同等の危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響を最小限に抑えることを目的に、国、地方公共団体、指定（地方）公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）等と相まって、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

2 新型インフルエンザ等緊急事態宣言ならびに緊急事態措置

新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）については、国民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められるときに、新型インフルエンザ等対策本部長（以下「政府対策本部長」という。）が発出する。

また、緊急事態宣言が発出された場合は、特措法の規定により、不要不急の外出自粛要請、施設の使用制限の要請、住民に対する予防接種の実施等の新型インフルエンザ等緊急事態措置（以下「緊急事態措置」という。）を実施するものである。

3 本市行動計画策定の経緯

本市では、平成 21 年の新型インフルエンザ（A/H1N1）の流行を踏まえ、平成 21 年 5 月に本庄市新型インフルエンザ対応行動計画を作成した。

今般、国において、平成 25 年 4 月に特措法が施行されたその後、平成 25 年 6 月に新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「政府行動計画」という。）が作成され、新型インフルエンザ等対策ガイドライン（以下「政府ガイドライン」という。）が示された。また、埼玉県においても、政府行動計画と政府ガイドラインにおける考え方や基準を踏ま

え、平成 26 年 1 月に埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）が作成された。

以上のような国や県の動きを踏まえ、特措法第 8 条の規定により、本市の新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画として、政府行動計画や県行動計画との整合性を確保しつつ、これまでの本庄市新型インフルエンザ対応行動計画に代わり、新たに本庄市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「本市行動計画」という。）を作成した。

今後、国や県の動向を注視し、マニュアル等を整備することにより、本市における新型インフルエンザ等対策を充実させることとする。

ただし、対応マニュアル策定までの経過措置として、新型インフルエンザ等の発生段階に応じた主たる対策と役割分担について、平成 21 年 5 月に作成した本庄市新型インフルエンザ対応行動計画を用いることとする。

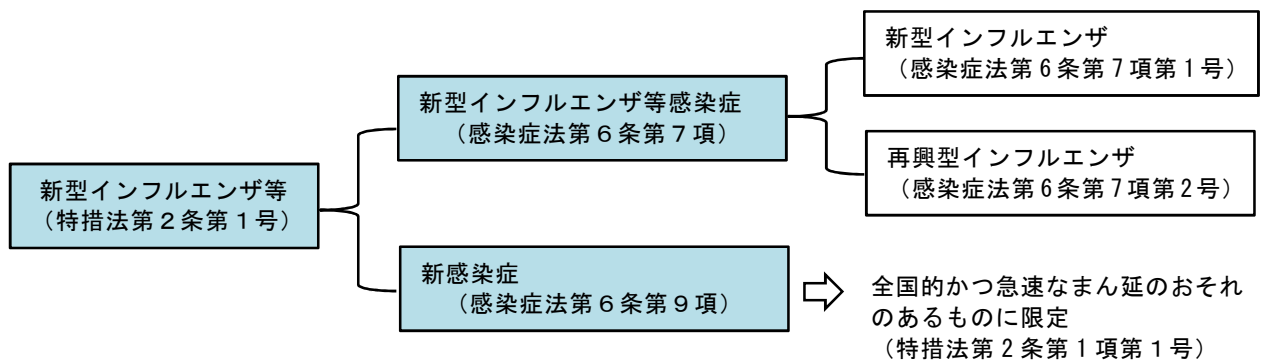
第1章 基本方針

1 行動計画の対象

本市行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、以下のとおりである。

ア 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）

イ 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの（以下「新感染症」という。）



2 目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。

また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国や県、本市への侵入も避けられないと考えられる。

病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、市民の生命や健康、社会生活や経済全体にも大きな影響を与えかねない。

このため、新型インフルエンザ等については、長期的には、市民の多くが罹患するものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供体制のキャパシティ（医療サービスの提供能力）を超えてしまうということを念頭におきつつ、新型インフルエンザ等対策を市政の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として、国・県・本市・関係機関が相互に連携して対策を講じていく必要がある。

(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する

ア 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。

イ 流行のピーク時の患者数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減すること、及び、医療体制を強化することで、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることで患者が適切な医療を受けられるようにする。

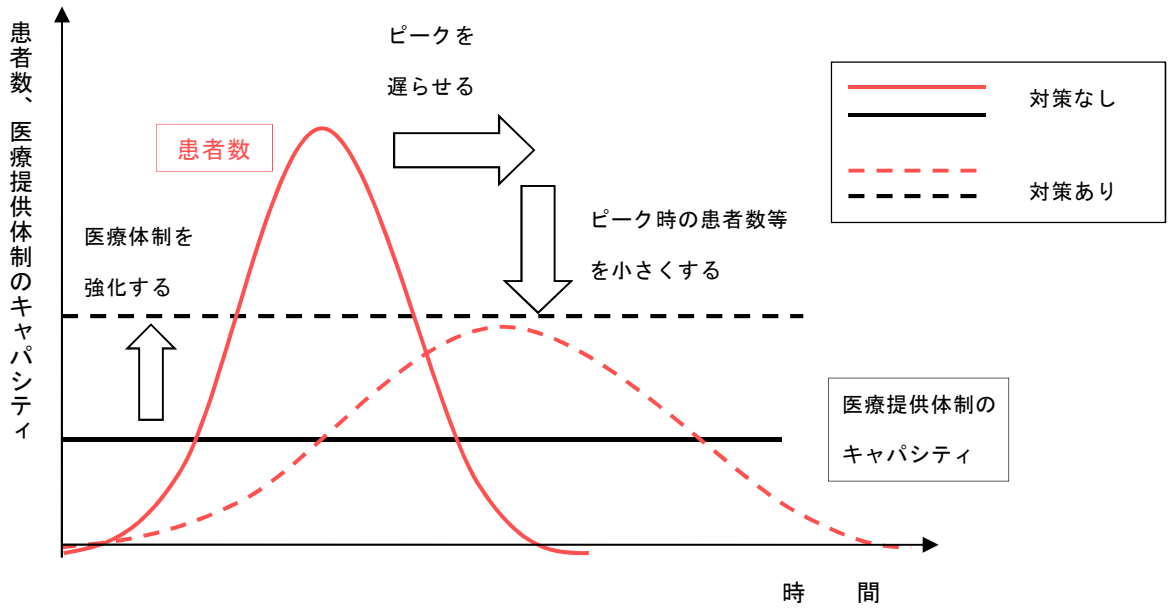
ウ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

(2) 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする

ア 感染対策を行うことで、欠勤者（罹患による欠勤・家族の看護等による出勤困難等）の数を減らす。

イ 事業継続計画を実施することで、市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

<対策の効果（概念図）>



3 対策の基本的な考え方

(1) 対策の選択的实施

新型インフルエンザ等対策は、発生段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去のパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。

そのため、本市行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特徴を踏まえ、病原性が低い場合等、様々な状況に対応できる対策を示すものである。

実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、地域の特性、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性並びに対策そのものが市民生活及び市民経済に与える影響等を総合的に勘案し、行動計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定する。

(2) 戦略の柱

本市行動計画は、国や県の行動計画と連動するものであり、特に県との役割分担も含め、各種対策を総合的・効果的に組み合わせた戦略を目指すものであり、新型インフルエンザ等発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、次の点を柱とする一連の流れをもった対策を講じる。

ア 発生前の準備

平素から警戒を怠らず、継続的な情報収集と発生に備えた事前の準備を推進する。

イ 海外発生段階の対策

世界で新型インフルエンザ等が発生した段階では、直ちに、対策実施のための体制に切り替える。

新型インフルエンザ等が海外で発生した場合、病原体の国内への侵入を防ぐことは不可能ということ为前提に対策を策定することが必要である。海外で発生している段階では、国が検疫の強化等で体制を構築することとなるため、県を通じて、それらの情報を把握する。

ウ 県内・市内発生当初での感染拡大抑制

県内もしくは、市内での発生当初の段階では、県が中心となり患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染のおそれのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討が行われる。県との緊密な連携により感染拡大防止対策を行う。

エ 県内・市内感染拡大期の対応

県内もしくは、市内で感染が拡大した段階では、社会は緊張し、不測の事態が生

じることにも想定する必要がある。市は県、国や事業者等と相互に連携して、医療の確保や市民生活・市民経済の維持のために最大限の努力を行う必要がある。

オ 対策の評価と見直しと柔軟な対応

県内もしくは、市内外の発生当初などの病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ最も被害が大きい場合を想定した強力な対策等について、県と協議し実施する。

常に新しい情報を収集し、対策の必要性について評価し、その結果、新型インフルエンザ等の病原性が判明し、季節性インフルエンザ対策よりも強い対策を実施する必要がないことが明らかになった場合には、必要性の低下した対策を速やかに縮小・中止する。

事態によっては、臨機応変に柔軟に対応し、医療機関を含めた現場が動きやすくなるよう配慮・工夫する。

(3) 社会全体での取組

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対応は、不要不急の外出自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など医療対応以外の感染対策と、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応を含めて、総合的に行うことが必要である。

特に、医療対応以外の感染拡大防止策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどについても積極的に検討することが重要である。

事業者の従業員の罹患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを市民に呼び掛けることも必要である。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療提供体制のキャパシティ超過や社会的混乱を回避するためには、国、県、市、指定（地方）公共機関等による対策だけでは限界があり、事業者や市民一人一人が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要である。

新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となるため、公衆衛生対策がより重要である。

4 実施上の留意点

新型インフルエンザ等発生に備え、また発生した時に、特措法その他の法令、政府行動計画、県行動計画及び本市行動計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等の対策を的確かつ迅速に実施できるよう万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

(1) 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施においては、基本的人権を尊重することとし、市民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

また、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、法令の根拠があることを前提として、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

(2) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であることなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

(3) 関係機関相互の連携協力の確保

本庄市新型インフルエンザ等対策本部（以下「本市対策本部」という。）は、新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」という。）及び埼玉県新型インフルエンザ等対策本部（以下「県対策本部」という。）と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

なお、本市対策本部長は緊急事態等により必要がある場合には、県対策本部長に総合調整を行うよう要請することができる。

(4) 記録の作成・保存

新型インフルエンザ等が発生した段階で、本市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

5 発生時の被害想定等

(1) 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

新型インフルエンザの流行規模は、出現した新型インフルエンザウイルスの感染力や重症者の発生割合、社会環境等に左右されるものである。また、ウイルスの病原性の高さや発生の時期にも左右されることから、発生前にその流行規模を予測することは難しい。

政府行動計画は、現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に、一つの例として想定されている。(罹患率については、第7回ヨーロッパインフルエンザ会議の勧告に基づき、全人口の25%が新型インフルエンザに罹患すると想定し、米国疾病予防管理センター (Centers for Disease Control and Prevention) により示された推計モデル (FluAid 2.0 著者 Meltzer ら、2000年7月) を用いて被害規模が推計されていると考えられる。)

県の被害想定を基に、本市における受診患者数、入院患者数、死亡者数を推計すると下表のとおりとなり、本市行動計画でもこれを参考とする。

【流行規模の推計】注 本庄市の人口は、79,617人(平成26年4月1日現在)を使用

区分		本庄市	埼玉県
医療機関を受診する患者数		約8千200人～約1万5千人	約75万人～約140万人
入院患者数の上限	中等度	約330人	約3万人
	重度	約1,200人	約11万人
死亡者数の上限	中等度	約100人	約9,500人
	重度	約400人	約36,000人

※ 入院患者数、死亡者数については、過去に世界で流行したインフルエンザのデータを参考に、アジアインフルエンザでの致命率を0.53% (中等度)、スペインインフルエンザでの致命率を2.0% (重度) として、政府行動計画の被害想定を参考に想定した。

※ この推計においては、新型インフルエンザワクチン、抗インフルエンザウイルス薬、抗菌薬等、医療体制や衛生状況等については一切考慮されていない。

※ この推計は、今後も適宜見直すことがある。

(2) 社会・経済的影響

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、以下のような影響が一つの例として想定される。

ア 国民の25%が流行期間 (約8週間) にピークを作りながら順次罹患する。罹患者は1週間から10日間程度罹患し、欠勤。罹患した従業員の大部分は、一定の期間欠

勤し、治癒後（感染力が消失して）職場に復帰する。

イ ピーク時（約2週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えられるが、従業員自身の罹患のほか、むしろ家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約2週間）には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。

6 対策推進のための役割分担

新型インフルエンザ等対策を推進するに当たり、関係機関等の役割を以下に示す。

(1) 国
<p>地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。また、ワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進、国際的な連携・国際協力の推進に努める。</p> <p>【新型インフルエンザ等発生前】</p> <ul style="list-style-type: none">「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」の枠組みを通じ、政府一体となった準備を総合的に推進 <p>【新型インフルエンザ等発生時】</p> <ul style="list-style-type: none">政府対策本部の基本的対処方針に基づき対策を強力に推進医学・公衆衛生学等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴き、対策を実施
(2) 県
<p>特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体として中心的な役割を担う。</p> <p>県行動計画に基づき、新型インフルエンザ等の発生に備える。</p> <p>新型インフルエンザ等発生時は、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。</p> <p>【新型インフルエンザ等発生時】</p> <ul style="list-style-type: none">県対策本部等を設置政府の基本的対処方針に基づき、市町村や関係機関と連携市町村や関係機関に対し、速やかに情報提供地域医療体制の確保やまん延防止に関する対策を推進
(3) 市町村
<p>住民に最も近い行政単位として、地域の実情に応じた計画を作成するとともに、地域住民に対するワクチンの接種や住民の生活を支援する。</p> <p>【新型インフルエンザ等発生時】</p> <ul style="list-style-type: none">本市対策本部等を設置要援護者への支援等に関し主体的に対策を実施対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村と連携
(4) 医療機関
<p>【新型インフルエンザ等発生前】</p> <ul style="list-style-type: none">新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策必要となる医療資器材の確保

<ul style="list-style-type: none"> ・ 診療継続計画の策定 ・ 地域における医療連携体制の整備 <p>【新型インフルエンザ等患者発生時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携 ・ 発生状況に応じて医療を提供
<p>(5) 指定（地方）公共機関</p>
<p>医療、医薬品等の製造・販売、電気、ガス、輸送、通信その他公益的事業を営む法人で、特措法施行令で定められ又は知事が指定する者。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特措法に基づき業務計画を作成 <p>【新型インフルエンザ等発生時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等対策を実施 ・ 国や県などの地方公共団体と連携協力して、的確かつ迅速に対策を実施
<p>(6) 登録事業者</p>
<p>医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者で、あらかじめ登録した者。</p> <p>【新型インフルエンザ等発生時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国の指示により臨時に予防接種を実施 ・ 事業活動の継続 ・ 発生前から、職場における感染対策の実施 ・ 重要業務の事業継続などの準備を積極的に実施
<p>(7) 一般の事業者</p>
<p>新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行う。</p> <p>【新型インフルエンザ等発生時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一部の事業を縮小 ・ 多数の者が集まる事業者は、感染防止措置を徹底
<p>(8) 市民</p>
<p>日頃から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動などその対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っているマスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。</p> <p>【新型インフルエンザ等発生時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発生の状況や実施されている対策等についての情報を入手 ・ 外出自粛や感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施

7 行動計画の主要6項目

政府行動計画及び県行動計画では、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護する」及び「国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」を達成するための戦略を実現する具体的な対策を立案している。

本市行動計画においても、政府行動計画及び県行動計画に準じて「(1) 実施体制」、「(2) サーベイランス・情報収集」、「(3) 情報提供・共有」、「(4) 予防・まん延防止」、「(5) 医療」、「(6) 市民生活及び経済の安定の確保」の6項目に分けて立案している。項目ごとの対策については、発生段階ごとに記述するが、横断的な留意点等については以下のとおり。

(1) 実施体制

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の市民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、本市の危機管理の問題として取り組む必要がある。このため、国、県、事業者等と相互に連携を図り、一体となった取組を行うことが求められる。

市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、「本庄市新型インフルエンザ等対策推進会議」（以下「本市対策推進会議」という。）を設置し、必要に応じ関係各課が連携・協力し、新型インフルエンザ等の感染拡大を予防するために必要な対策を総合的に推進するための方策を検討する。

政府対策本部長が、特措法に基づく新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）（特措法第32条）を行った場合には、直ちに本市対策本部を設置し、必要な措置を行う。

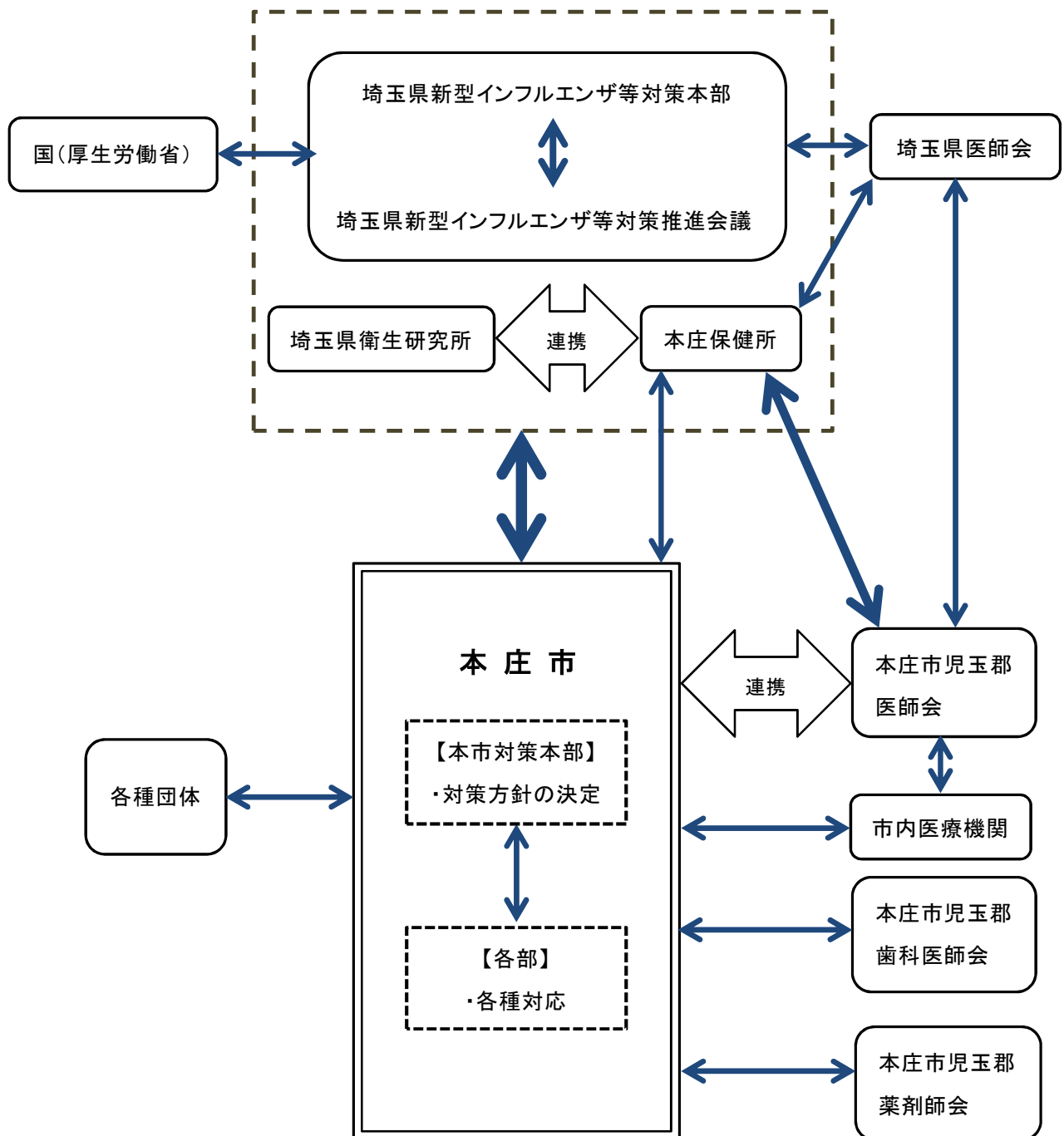
【本市の組織】

本庄市新型インフルエンザ等対策本部

新型インフルエンザ等が発生した場合、本庄市新型インフルエンザ等対策本部条例（以下、「本部条例」という。）に基づき、市長を本部長として設置し、総合的な対策を実施する。

本市対策本部の組織は、本部条例に基づき、必要に応じ部を設置し業務を分担して新型インフルエンザ等対策に当たる。

【本庄市実施体制図】



(2) サーベイランス・情報収集

新型インフルエンザ等対策を適時適切に実施するためには、サーベイランス^{*}により、いずれの段階においても、新型インフルエンザ等に関する様々な情報を、国内外から系統的に収集・分析し判断につなげること、また、サーベイランスの結果を関係者に迅速かつ定期的に還元することにより、効果的な対策に結び付けることが重要となる。

なお、未知の感染症である新感染症に対するサーベイランスは現時点では行っていないため、本項目では新型インフルエンザに限って記載するが、新感染症が発生した場合は、WHO等の国際機関と連携し、早期に症例定義の周知や診断方法を確立し、サーベイランス体制が構築されるものと想定される。

海外で発生した段階から県内の患者数が少ない段階までは、情報が限られているため、患者の全数把握等のサーベイランス体制の強化が図られ、患者の臨床像等の特徴を把握するため、積極的な情報収集・分析が行われる。

県内の患者数が増加し、患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった場合は、患者及び入院患者の全数把握は中止され、入院患者及び死亡者に限定した情報収集に切り替えられる。

市は、サーベイランスにより把握された情報を市における対策に活用する。

(3) 情報提供・共有

ア 情報提供・共有の目的

国家の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、本市だけでなく、国、県、医療機関、事業者、個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとるため、対策の全ての段階、分野において、国、県、医療機関、事業者、個人の間でのコミュニケーションが必須である。コミュニケーションは双方向性のものであり、一方向性の情報提供だけでなく、情報共有や情報の受取手の反応の把握までも含むことに留意する。

また、情報提供に当たっては、提供する情報の内容について統一を図ることが肝要であり、情報を集約して一元的に発信することが重要である。

イ 情報提供手段の確保

市民については、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられるため、外国人、障害者など情報が届きにくい人にも配慮し、受取手に応じた情報提供のためインターネットを含めた多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

ウ 発生前における市民等への情報提供

発生時の危機に対応する情報提供だけでなく、予防的対策として、発生前におい

ても、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などを市民のほか、医療機関、事業者等に情報提供する。こうした適切な情報提供を通し、発生した場合の新型インフルエンザ等対策に関し理解を深めてもらうことが、発生した時に市民に正しく行動してもらう上で必要である。特に、保育所、幼稚園、学校は集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、関係各課と連携して、感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供していくことが必要である。

エ 発生時における市民等への情報提供及び共有

(ア) 発生時の情報提供について

新型インフルエンザ等の発生時には、発生段階に応じて、市内外の発生状況、対策の実施状況等について、患者等の人権にも配慮して迅速かつ分かりやすい情報提供を行う。

なお、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること（感染したことについて、患者やその関係者には責任はないこと）、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図ることも重要である。

(イ) 相談窓口の設置

市は、新型インフルエンザ等発生時、市民からの一般的な相談に応じるための相談窓口等を設置し、国が配布するQ&A等を参考に適切な情報提供を行う。

(4) 予防・まん延防止

ア 予防・まん延防止の目的

新型インフルエンザ等のまん延防止対策は、流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保することにつながる。また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内に収めることにつながる。

ただし、個人対策や地域対策、職場対策・予防接種などの複数の対策を組み合わせるが、まん延防止対策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行う。

イ 主なまん延防止対策

個人における対策については、県内における発生の初期の段階から、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。また、新型インフルエンザ等緊急事態においては、知事が、必要に

応じ、不要不急の外出自粛要請等を行う。地域対策・職場対策については、県内における発生の初期の段階から、職場における感染対策の徹底等の季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施する。また、新型インフルエンザ等緊急事態においては、知事が、必要に応じ、施設の使用制限の要請等を行う。そのほか、海外で発生した際には、国が発出する情報を収集するとともに、感染症には潜伏期間や不顕性感染*などがあることから、ある程度の割合で感染者は入国し得るため、国内での患者発生に備えた準備を進める。

ウ 予防接種

(ア) ワクチン

ワクチンの接種は、個人の発症や重症化を防ぎ、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑えることにつながる。ワクチンの接種により、医療提供体制を対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることとなる。

(イ) 特定接種

a 特定接種

特定接種とは、特措法第 28 条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

特定接種の対象となり得る者は、

- (a) 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうち、これらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）
- (b) 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- (c) 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

であり、登録事業者及び公務員は政府行動計画の別添に定められている。また、新型インフルエンザ等発生時における接種に当たっては、政府対策本部において判断し、基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位、その他の関連事項を決定するとされている。

特定接種については、国が備蓄しているプレパンデミックワクチンが有効であれば、備蓄ワクチンを用いることとなるが、発生した新型インフルエンザ等が H5N1 以外の感染症であった場合や亜型が H5N1 の新型インフルエンザであっても備蓄しているプレパンデミックワクチンの有効性が低い場合には、パンデミックワクチンを用いることとなる。

b 特定接種の接種体制

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる本市職員等については、本市を実施主体とし、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図る。

(ウ) 住民接種

a 住民接種

特措法において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の一つとして住民に対する予防接種の枠組みができたことから、緊急事態宣言が行われている場合については、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行うこととなる。一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行うこととなる。

住民接種の接種順位については、以下の4つの群に分類するとともに、状況に応じた接種順位とすることを基本とする。事前に下記のような基本的な考え方を整理しておくが、緊急事態宣言がなされている事態においては柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて国が決定することとなる。

まず、特定接種対象者以外の接種対象者については、以下の4群に分類することを基本とする。

(a) 医学的ハイリスク者:呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者

- ・基礎疾患を有する者
- ・妊婦

(b) 小児(1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。)

(c) 成人・若年者

(d) 高齢者:ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群(65歳以上の者)

なお、接種順位については、国の指示に従う。

b 住民接種の接種体制

住民接種については、市町村を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を図る。

c 留意点

危機管理事態における「特定接種」と「住民接種」の二つの予防接種全体の実施のあり方については、発生した新型インフルエンザ等の病原性などに応じて政府対策本部において総合的に判断し、決定される。

(5) 医療

ア 医療の目的

医療の提供は、健康被害を最小限にとどめるという目的を達成する上で、不可欠な要素である。また、健康被害を最小限にとどめることは、社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながる。

県内の医療資源（医療従事者、病床数等）には制約があることから、効率的・効果的に医療を提供できる体制を県は事前に計画しておくこととなる。そこで、当地域の医療体制についての検討に当たっては、次に掲げる新型インフルエンザ等発生時に、医療提供を行う医療機関や医療従事者への具体的支援についての情報収集や県との調整が必要である。

- ・ 指定（地方）公共機関の指定を受ける感染症指定医療機関等
- ・ 新型インフルエンザ等専用外来（帰国者・接触者外来）（以下「専用外来」という。）を開設する医療機関
- ・ 特定接種の登録対象となる医療機関

イ 発生前における医療体制の調整

二次医療圏等の圏域を単位とし、保健所を中心として、地域の関係者と密接に連携を図りながら地域の実情に応じた医療体制の確保に向けた調整・検討を行う。

ウ 発生時における医療体制の維持・確保

- (ア) 医療の分野での対策を推進するに当たっては、対策の現場である医療機関等との迅速な調整や情報共有が必須である。県を中心として地域の医師会・病院等の関係機関のネットワーク等を十分に活用した対応が必要である。
- (イ) 既存の医療施設の対応能力を超えるような事態においては、県が臨時の医療施設の設置や災害医療に準じた体制を確保するに当たり、連携を図る。
- (ウ) まん延期の医療体制

県内での感染被害が拡大し、専用外来以外の医療機関でも患者を診なければならなくなった場合等には、県は、専用外来を指定しての診療体制から一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替える。

また、患者数が大幅に増加した場合にも対応できるよう、重症者は入院、軽症者は在宅療養に振り分ける。原則として医療機関は、自宅での治療が可能な入院中の患者については、病状を説明した上で退院を促し、新型インフルエンザ等の重症患者のため病床を確保する。

その際、県では感染症指定医療機関等以外の医療機関や臨時の医療施設等に患者を入院させることができるよう、県内の医療機関の空床把握やその情報提供について、事前に、その活用計画が策定される。また、在宅療養の支援体制として、

新型インフルエンザ等の重症患者に係る診療に従事していない医師等が積極的に
関与できる等の体制整備を行なうに当たり、緊密な連携を図る。

(6) 市民生活及び経済の安定の確保

新型インフルエンザ等は、多くの国民が罹患し、各地域での流行が約8週間程度続
くと言われている。また、本人の罹患や家族の罹患等により、市民生活及び経済の大
幅な縮小と停滞を招くおそれがある。特に、死者や重症者の発生率が高い場合には、
急激な感染拡大が想定される。

このため、新型インフルエンザ等発生時に、市民生活及び経済への影響を最小限と
できるよう、関係者は、特措法に基づき発生前から事業継続計画の策定や従業員への
感染防止策の実施などの準備を行うことが重要である。

8 発生段階

新型インフルエンザ等対策は、発生の状況に応じて採るべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、行動計画であらかじめ発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

国において、緊急事態宣言の指定区域の最小単位を原則として都道府県を想定していることから、本市行動計画で定める発生段階は県行動計画で示されている発生段階とする。なお、県行動計画では、発生時における各発生段階への移行時期については、必要に応じて国と協議の上、県が判断するとしている。

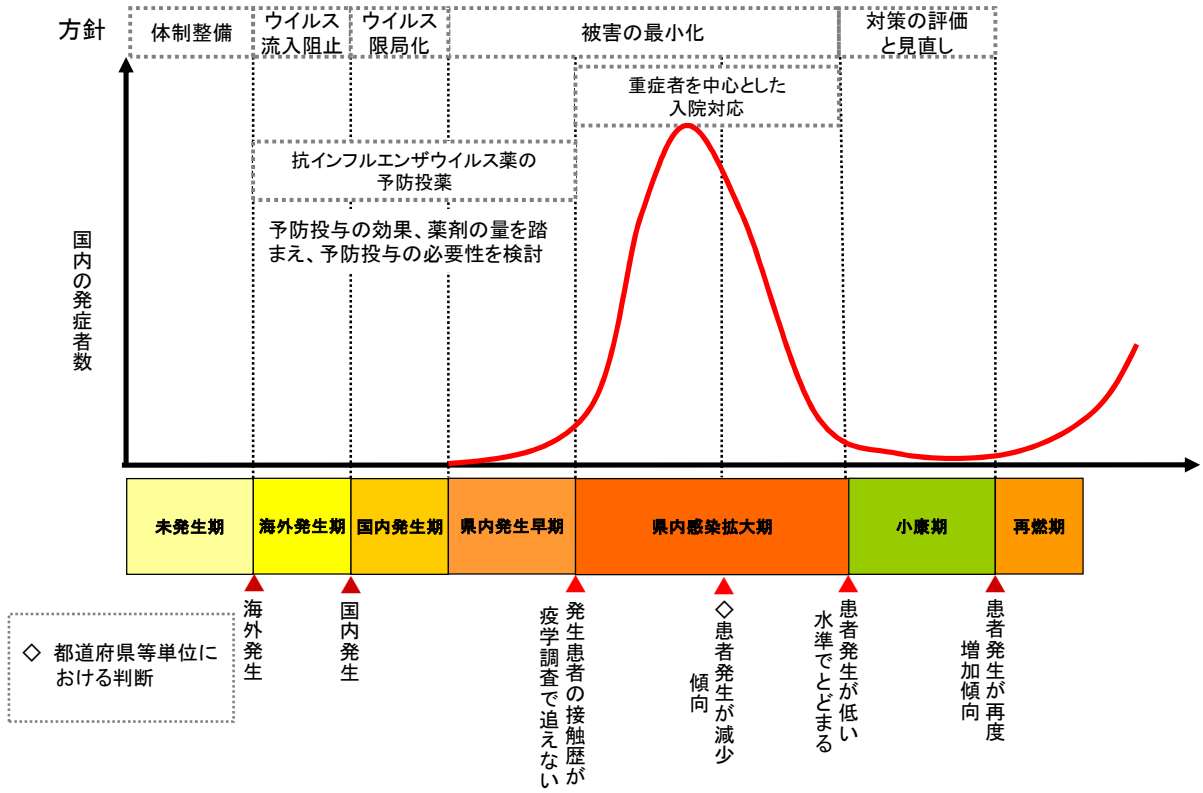
本市においては、本市行動計画で定められた対策を県が定める段階に応じて実施することとする。

なお、発生段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも段階どおりに進行するとは限らないこと、さらには、緊急事態宣言が発出された場合には、対策の内容も変化するという事に留意が必要である。

【発生段階の区分】

県行動計画の発生段階	発生の状態	政府行動計画の発生段階
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態	未発生期
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	海外発生期
国内発生期	国内（県外）で新型インフルエンザ等が発生した状態	国内発生期
県内発生早期	県内で新型インフルエンザ等が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	国内感染期
県内感染拡大期	県内で、新型インフルエンザ等の感染被害が拡大し、患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった事例が生じた状態	
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	小康期

発生段階と方針



第2章 発生段階における対策

以下、発生段階ごとに、目的、対策の考え方、主要6項目の個別の対策を記載する。

新型インフルエンザ等が発生した場合、個々の対策の具体的な実施時期は段階の移行時期とは必ずしも一致しないこと、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、国が政府行動計画に基づき作成する「基本的対処方針」及び県の対処方針を踏まえ、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。

未発生期
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態。 ・ 海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。
<p>目的：</p> <p>1 発生に備えて体制の整備を行う。</p>
<p>対策の考え方：</p> <p>1 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、本市行動計画等を踏まえ、国・県等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施等、事前の準備を推進する。</p> <p>2 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民への継続的な情報提供を行う。</p>

(1) 実施体制

未発生期

対 策
<p>(1)-1 行動計画等の作成</p> <p>特措法の規定に基づき、政府行動計画及び県行動計画等を踏まえ、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画の策定を行い、必要に応じて見直していく。</p>
<p>(1)-2 国・県等関係機関との連携強化</p> <p>ア 県、他の市町村等と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。実施に当たっては、県が取り組む九都県市の広域的な枠組みとの連携を図る。</p> <p>イ 国・県等が実施する研修会に職員を派遣し、人材育成を図るとともに、必要に応じて関係機関向けに研修等を行う。</p>

(2) サーベイランス・情報収集

未発生期

対 策
<p>(2)-1 情報収集</p> <p>国及び県等が提供する新型インフルエンザ等に関する様々な情報を収集する。</p>
<p>(2)-2 サーベイランス</p> <p>新型インフルエンザ等の感染拡大の早期探知のため、県が行う市内の幼稚園、保育所、小学校、中学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況（学級・学年閉鎖・</p>

休校等)の通常調査に協力する。

(3) 情報提供・共有

未発生期

対 策

(3)-1 継続的な情報提供

ア 新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、市公式ウェブサイト等各種媒体を利用し、継続的に分かりやすい情報提供を行う。

イ マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図る。

(3)-2 体制整備等

コミュニケーションの体制整備等の事前の準備として以下を行う。

ア 新型インフルエンザ等発生時に、発生状況に応じた市民への情報提供の内容(対策の決定プロセスや対策の理由、個人情報の保護と公益性に十分配慮した内容、対策の実施主体を明確にすること)や、媒体(情報の受取手に応じ、SNSを含めた利用可能な複数の媒体・機関を活用する)等について検討を行い、あらかじめ想定できるものについては決定しておく。

イ 新型インフルエンザ等発生時に、情報を集約して分かりやすく継続的に提供する体制を構築する。

ウ 常に情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供に活かす体制を構築する。

エ 県や関係機関等とメールや電話を活用する他、リアルタイムかつ双方向の情報提供・共有ができる体制を構築する。

オ 新型インフルエンザ等発生時に、市民からの相談に応じるため、国からの要請に基づいて相談窓口(コールセンター等)を設置する準備を進める。

(4) 予防・まん延防止

未発生期

対 策

(4)-1 対策実施のための準備

(4)-1-1 個人における対策の普及

ア 本市は、学校、事業者とともに、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図り、また、自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解促進を図る。

イ 県と連携し、新型インフルエンザ等緊急事態における不要不急の外出自粛要請等の感染対策について理解促進を図る。

(4)-1-2 地域対策・職場対策の周知

新型インフルエンザ等発生時に実施され得る個人における対策のほか、職場における季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策について、周知を図るための準備を行う。また、県と連携し、新型インフルエンザ等緊急事態における、施設の使用制限の要請等について周知を図るための準備を行う。

(4)-2 予防接種

(4)-2-1 登録事業者の登録

ア 国が定める特定接種に係る接種体制、事業継続に係る要件や登録手続き等を示す登録要領に基づき、事業者に対して、登録作業に係る周知を行うこと等に協力する。

イ 国が事業者の登録申請を受け、基準に該当する事業者を登録事業者として登録することに協力する。

(4)-2-2 接種体制の構築

(4)-2-2-1 特定接種

国の要請を受けて、登録時業者が、集団的接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう県とともに、接種体制の構築に協力する。

(4)-2-2-2 住民接種

ア 国及び県の協力を得ながら、特措法第 46 条又は予防接種法第 6 条第 1 項又は、第 3 項に基づき、市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。

イ 円滑な接種の実施のために、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、居住する市町村以外の市町村における接種を可能にするよう努める。

ウ 速やかに住民接種することができるよう、医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進めるよう努める。

(4)-2-3 情報提供

新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や、供給体制・接種体制、接種対象者や接種順位のあり方といった基本的な情報について、国からの情報提供に協力し、市民の理解促進を図る。

(5) 医療

未発生期

対 策

(5)-1 地域医療体制の整備

発生時の地域医療体制の確保のために、県と連携し医師会等の関係機関との間で、発生時の体制等について、協議検討を行う。また、県が医療の確保に向けて行なう取組みに対し必要な協力を行なう。

(6) 市民生活及び経済の安定の確保

未発生期

対 策

(6)-1 業務計画等の策定

県に協力し、市内事業者に対して、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染対策、重要業務の継続や一部の業務の縮小について計画を策定する等の事前準備について呼びかけていく。

(6)-2 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

県内感染期における高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、国・県からの要請に対応し、要援護者の把握とともにその具体的手続きを決めておく。

(6)-3 火葬能力等の把握

火葬場の火葬能力及び、一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制の整備について、県と連携する。

(6)-4 物資及び資材の備蓄等

県とともに、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材の備蓄や、施設及び設備の整備等を行なう。この場合、特措法第11条の規定により、災害対策用に備蓄する物資及び資材は兼ねることができる。

海外発生期
<ul style="list-style-type: none"> ・海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。 ・国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。 ・海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況。
<p>目的：</p> <p>1 国内での発生に備えて体制の整備を行う。</p>
<p>対策の考え方：</p> <p>1 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について、十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置がとられる。</p> <p>2 国・県等との連携のもと、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。</p> <p>3 万一県内で発生した場合、早期に発見できるよう県内のサーベイランス・情報収集体制の強化に協力する。</p> <p>4 海外での発生状況について注意喚起するとともに、国内発生に備え、国内発生した場合の対策について、県からの情報提供を受け、市民に準備を促す。</p>

(1) 実施体制

海外発生期

対 策
<p>(1)-1 体制強化等</p> <p>ア 国・県等との連携のもと積極的な情報の収集・共有を図り、必要に応じて、本市対策推進会議を開催し、情報を共有するとともに、新型インフルエンザ等の感染拡大を予防するための対応方針について協議する。</p> <p>イ 県対策本部が設置された場合には、本市対策本部を設置し、本市の初動対処方針について協議・決定する。</p>

(2) サーベイランス・情報収集

海外発生期

対 策
<p>(2)-1 情報収集等</p> <p>新型インフルエンザ等の発生状況について、国・県等の関係機関を通じて必要な情報を収集する。</p> <p>(2)-2 サーベイランスの強化等</p> <p>ア 県では、インフルエンザに関する通常のサーベイランスが引き続き実施される。</p> <p>イ 感染拡大を早期に探知するため、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握が強化されるため協力する。</p>

(3) 情報提供・共有

海外発生期

対 策
<p>(3)-1 情報提供</p> <p>ア 市民に対して、海外での発生状況、現在の対策、国内発生した場合に必要な対策等を、市公式ウェブサイト等の複数の媒体・機関を活用し、分かりやすく情報提供し、注意喚起を行う。</p> <p>(3)-2 情報共有</p> <p>国、県や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う窓口を設置し、メール等による対策の理由、プロセス等の共有を行う。</p> <p>市は、国及び県が発信する情報を入手し、住民への情報提供に努める。また、地域内の発生状況や今後実施される対策に係る情報、公共交通機関の運行状況等について情報提供する。</p> <p>(3)-3 相談窓口（コールセンター等）の設置</p> <p>ア 保健師等の専門職が担当すべき他の公衆衛生業務に支障を来さないように、相談窓口を設置し、国及び県が作成するQ&A等を参考に、市民からの一般的な相談を受け。市は、新型インフルエンザ等に関する相談窓口を設け、疾患に関する相談のみならず、生活相談等広範な内容にも対応できる体制について検討する。</p> <p>イ 市民から相談窓口へ寄せられる問い合わせや、関係機関等から寄せられる情報の内容を踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、次の情報提供に反映させる。</p>

(4) 予防・まん延防止

海外発生期

対 策
<p>(4)-1 感染症危険情報の発出等</p> <p>外務省が発出する感染症危険情報や、渡航延期の勧告等について、県と連携し周知を行う。</p>
<p>(4)-2 予防接種</p>
<p>(4)-2-1 接種体制</p>
<p>(4)-2-1-1 特定接種</p> <p>国と連携し、本市職員等の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。</p>
<p>(4)-2-1-2 住民接種</p> <p>ア 国が、発生した新型インフルエンザ等の特徴を踏まえ、特措法第46条に基づく住民に対する予防接種又は、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の準備を開始したときには、国と連携して、接種体制の準備を行う。</p> <p>イ 国の要請を受け、全市民が速やかに接種できるよう集団的な接種を行うことを基本として、事前に定めた接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築の準備を進める。</p>
<p>(4)-2-2 情報提供</p> <p>国が行う、ワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制といった具体的な情報について、積極的に情報の提供に協力を行なう。</p>

(5) 医療

海外発生期

対 策
<p>(5)-1 医療体制の整備</p> <p>県が行う以下の対応について、必要な協力を行なう。</p> <p>ア 帰国者・接触者外来を有しない医療機関を新型インフルエンザ等の患者が受診する可能性もあるため、医師会等の協力を得て、院内感染対策を講じた上で、診療体制を整備する。</p> <p>イ 帰国者・接触者外来を有する医療機関等に対し、症例定義を踏まえ新型インフルエンザ等の患者又は疑似症患者と判断された場合には、直ちに保健所に連絡するよう要請する。</p>
<p>(5)-2 帰国者・接触者相談センターの設置</p> <p>発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センター等を通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。</p>

対 策

(6)-1 事業者の対応

市内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を実施するための準備について、県が行う要請に協力する。

(6)-2 遺体の火葬・安置

国から県を通じて行われる、「火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う」旨の要請を受け対応する。

国内発生期
・本県以外の国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生した状況。
目的： 1 県内発生に備えて体制の整備を強化する。
対策の考え方： 1 国内発生した新型インフルエンザ等の状況などにより、緊急事態宣言が行われた場合は、積極的な感染対策等をとる。 2 医療体制や感染対策について周知し、個人一人一人がとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行う。 3 国から提供される症状や治療に関する臨床情報について、県と連携し医療機関等に速やかに提供する。 4 新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関での院内感染対策の実施に当たり、県との緊密な連携を図る。 5 県内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、市民生活及び経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を進める。 6 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

(1) 実施体制

対 策
(1)-1 体制の強化等 県内発生に備え、国・県との緊密な連携により、本市対策本部の設置に向けた準備を行なうとともに、緊急事態措置に備えた準備を行なう。
(1)-2 緊急事態宣言の措置 緊急事態宣言は国において行われるが、これは、緊急事態措置を講じなければ、医療提供の限界を超えてしまい、国民の生命・健康を保護できず、社会混乱を招くおそれが生じる事態であることを示すものである。 緊急事態宣言においては、緊急事態措置を実施すべき期間、区域が公示されるため国・県の動向に注視する。
(1)-3 対策本部の設置 政府対策本部により、県を区域とした緊急事態宣言がなされたときは、特措法第34

条に基づき速やかに本市対策本部を設置する。

(2) サーベイランス・情報収集

国内発生期

対 策

(2)-1 情報収集

国・県等の関係機関を通じて、新型インフルエンザ等の対策等に関する国内外の情報を収集する。

(2)-2 サーベイランス

ア 県が行う、新型インフルエンザ等患者等の全数把握、学校等での集団発生の把握に（積極的に）協力する。

イ 市内の発生状況をできる限りリアルタイムで把握し、県及び国と連携し、必要な対策を実施する。

(3) 情報提供・共有

国内発生期

対 策

(3)-1 情報提供

ア 市民に対して利用可能な、あらゆる媒体・機関を活用し、国内外の発生状況と具体的な対策等を対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細を分かりやすく提供する。

イ 特に、個人一人一人がとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策や、感染が疑われ、また、患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。

ウ 市民や関係機関からの問い合わせを集約し、必要に応じて国・県等へ報告するとともに、市民や関係機関が必要とする情報を把握して、市民や関係機関の不安等に応じるため次の情報提供に反映させる。

(3)-2 相談窓口（コールセンター等）の体制充実・強化

国が作成するQ&Aの改訂版等を受けて対応し、相談窓口による適切な情報提供の実施ができるような体制の充実・強化を行う。

対 策

(4)-1 国内でのまん延防止対策

ア 県が住民や事業者等に対して行う、次の要請に積極的に協力する。

- ・ 市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等の勧奨。また、事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨要請。
- ・ 事業者に対し、職場における感染対策の徹底要請。
- ・ ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者への要請。
- ・ 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずる要請。

イ 病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策強化の要請。

(4)-2 予防接種（住民接種）

ア 国が決定する（予防接種法第6条第3項に基づく）新臨時接種の実施については、国が決定した接種順位、それに係る基本的な考え方等に基づくこととする。

イ パンデミックワクチンが全国民分製造されるまで一定の期間を要するが、供給が可能になり次第、関係者の協力を得て予防接種法第6条第3項に基づく接種を開始するとともに、その接種に関する情報提供を開始する。

ウ 接種の実施に当たり、国及び県と連携して、保健所・保健センター・学校など公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、市内に居住する者を対象に集団的接種を行う。

(4)-3 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

ア 新型インフルエンザ等緊急事態においては、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の措置を講じる。

- ・ 県が、特措法第45条第1項に基づき、県民に対し、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえて期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する場合は、市民及び事業者等へ迅速に周知徹底を図る。

- ・ 県が、特措法第 45 条第 2 項に基づき、学校、保育所等（特措法施行令第 11 条に定める施設に限る。）に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請等を行う場合は、関係団体等と連携して、迅速に周知徹底を図る。

イ 市民に対する予防接種については、基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第 46 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項に規定する臨時の予防接種を実施する。

（５） 医療

国内発生期

対 策

(5)-1 医療体制の整備

国の要請を受けて、県は発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る、帰国者・接触者外来における診療体制や、帰国者・接触者相談センターにおける相談体制を、海外発生期に引き続き継続させる。さらに、患者等が増加してきた段階においては、国及び県が決定した対策の基本方針に基づき、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関でも診療する体制に移行するなどの対応に協力する。

(5)-2 患者への対応等

ア 国と連携し、医療機関の協力を得て、新型インフルエンザ等患者の同居者等の濃厚接触者及び医療従事者又は救急隊員等であって十分な防御なく曝露した者には、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導する。

なお、症状が現れた場合には、感染症指定医療機関等に移送するなどの対応に協力する。

(5)-3 医療機関等への情報提供

国等から提供される新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供するための協力を行なう。

対 策

(6)-1 事業者の対応

市内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を開始するよう要請するよう県が行う要請に協力する。

(6)-2 市民・事業者への呼びかけ

県が県民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう行う要請に協力する。

(6)-3 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

(6)-3-1 電気及びガス並びに水の安定供給

電気事業者及びガス事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、電気及びガスの供給支障の予防に必要な措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において電気及びガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置が講じられる。

水の安定供給については、水道事業者である本市が、本庄市水道事業新型インフルエンザ対策マニュアルで定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(6)-3-2 サービス水準に係る市民への呼びかけ

県が事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、県民に対し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことについて行なう呼びかけに協力する。

(6)-3-3 生活関連物資等の価格の安定等

県とともに市民生活及び経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

県内発生早期
<p>・県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。</p>
<p>目的：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市内での感染拡大をできる限り抑える。 2 患者に適切な医療を提供する。 3 感染拡大に備えた体制の整備を行う。
<p>対策の考え方：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、積極的な感染対策等を講じる。 2 医療体制や感染対策について周知し、個人一人一人がとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行う。 3 国から提供される症状や治療に関する臨床情報について、県と連携し医療機関等に速やかに提供する。 4 新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関での院内感染対策の実施にあたり、県との緊密な連携を図る。 5 感染拡大に備えて、医療体制の確保、市民生活及び経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。 6 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

(1) 実施体制

対 策
<p>(1)-1 体制の強化等</p> <p>県内での発生が確認されたときは、早期発生の対策、及び緊急事態措置に対応するため、本市対策本部を設置し、県対策本部と緊密な連携を図る。</p>
<p>(1)-2 政府現地対策本部への協力</p> <p>発生の状況により、発生の初期の段階における専門的調査支援のために設置される政府現地対策本部に協力する。</p>
<p>(1)-3 緊急事態宣言がされている場合の措置</p> <p>緊急事態宣言がされているときは、基本的対処方針に基づき、上記の対策に加え、必</p>

要に応じ、以下の対策を行う。

ア 市は、緊急事態宣言がされたときは、特措法第 34 条に基づき本市対策本部を直ちに設置する。

イ 市が、新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づく他の地方公共団体による代行、応援等の措置の活用を行う。

ウ 本市対策本部は、政府対策本部、県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。また、必要に応じて県対策本部長に対して総合調整を行うよう要請する。

(2) サーベイランス・情報収集

県内発生早期

対 策

(2)-1 情報収集

国及び県等の関係機関を通じて、新型インフルエンザ等の対策等に関する国内外の情報を収集する。

(2)-2 サーベイランス

ア 新型インフルエンザ等患者等の全数把握、学校等での集団発生の把握を強化し、発生状況を迅速に把握する。

イ 国及び県と連携し、必要な対策を実施する。

(3) 情報提供・共有

県内発生早期

対 策

(3)-1 情報提供・共有

ア 市民に対して利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、国内外の発生状況と具体的な対策等を対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限り速やかに情報提供する。

イ 特に、個人一人一人がとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。

ウ 市民や関係機関からの問い合わせを集約し、必要に応じて、県等へ報告するとともに、市民や関係機関が必要とする情報を把握して、次の情報提供に反映する。

エ 市は、国及び県が発信する情報を入手し、市民への情報提供に努める。また、地域内の発生状況や今後実施される対策に係る情報、公共交通機関の運行状況等について

情報提供する。

オ 市は、国、県や関係機関等とのインターネット等を活用した情報共有を強化し、対策の方針の迅速な伝達と、対策の現場の状況把握を行う。

(3)-2 相談窓口（コールセンター等）の体制充実・強化

国が作成するQ & Aの改訂版等を受けて対応し、相談窓口による適切な情報提供の実施ができる体制を継続する。

(4) 予防・まん延防止

県内発生早期

対 策

(4)-1 県内でのまん延防止対策

ア 県と連携し、業界団体等を経由し、又は直接市民、事業者等に対して次の要請を行う。

- ・ 市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。また、事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。
- ・ 事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。
- ・ ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に要請する。
- ・ 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。

イ 県と連携し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化する。

(4)-2 予防接種（住民接種）

国内発生期と同様の対応を行なう。

(4)-3 緊急事態宣言がされている場合の措置

国内発生期と同様の対応を行なう。

(5) 医療

県内発生早期

対 策

(5)-1 医療体制の整備

ア 県により、専用外来における診療、患者の入院措置等、及び帰国者・接触者相談センターにおける相談体制が実施される。

イ 県内感染拡大期に至らない段階であっても、以下の場合等、専用外来の意義が低下した場合には、県の判断により、専用外来を指定しての診療体制から、一般の医療機関（新型インフルエンザ等の患者の、診療を行わないこととしている医療機関等を除く。）で診療する体制に切り替えるとともに、感染症に基づく入院措置が中止されるため、医師会等との連携を図る。

- a 専用外来以外の一般外来から新型インフルエンザ等患者の発生数が増加し、専用外来での診療と一般の医療機関での診療を分離する意義が低下した場合
- b 専用外来の受診者数の著しい増加により対応困難となった場合
- c 隣接する都県で患者が多数発生するなど、国内の流行状況を踏まえると、専用外来を指定しての診療体制を継続して実施する意義が低下した場合
- d 国から要請があった場合

ウ なお、病原性が低いと判明する等により、専用外来の実施の必要性がなくなった場合には、国の判断を受け、専用外来及び帰国者・接触者相談センターが中止される。

(5)-2 在宅で療養する患者への支援

市は、国及び県と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する新型インフルエンザ等患者への支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応に係る準備を行う

(6) 市民生活及び経済の安定の確保

県内発生早期

対 策

(6)-1 事業者の対応

市内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を講じるよう県が行う要請に協力する。

(6)-2 市民・事業者への呼びかけ

県が県民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう行う要請に協力する。

(6)-3 緊急事態宣言がされている場合の措置

国内発生期（(6)-3-1、(6)-3-2、(6)-3-3）と同様の対応を行なう。

(6)-3-4 要援護者への生活支援

国から県を通じて行なわれる、「在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う旨の要請」を受け対応する。

県内感染拡大期
<p>・県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で把握できなくなった状態（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。）</p>
<p>目的：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 医療体制を維持する。 2 健康被害を最小限に抑える。 3 市民生活及び経済への影響を最小限に抑える。
<p>対策の考え方：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止から被害軽減に切り替える。 2 地域ごとに発生の状況は異なり、実施すべき対策が異なることから、県が判断した実施すべき対策に従い、本市の対策を行う。 3 状況に応じた医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知するとともに、個人一人一人がとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。 4 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして、医療体制への負荷を軽減する。 5 医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめる。 6 欠勤者の増大が予測されるが、市民生活・経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動の継続を図る。また、その他の社会活動をできる限り継続する。 7 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。 8 状況の進展に応じて、国・県と連携を図りながら、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

(1) 実施体制

対 策
<p>(1)-1 基本的対処方針の変更</p> <p>県が、県内感染期に入ったことを宣言した場合は、本市における対処方針について、県との緊密な連携により、実情に応じた必要な対策に切り替える。</p>
<p>(1)-2 緊急事態宣言がされている場合の措置</p>

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

ア 市は、緊急事態宣言がされたときは、特措法第 34 条に基づき本市対策本部を直ちに設置する。

イ 本市において、新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づく他の地方公共団体による代行、応援等の措置の活用を行う。

(2) サーベイランス・情報収集

県内感染拡大期

対 策	
(2)-1 情報収集	<p>新型インフルエンザ等の発生状況、抗インフルエンザウイルス薬やワクチンの有効性・安全性等について、国等を通じて必要な情報を収集する。</p>
(2)-2 サーベイランス	<p>ア 県の新型インフルエンザ等患者の全数把握は中止され、通常のサーベイランスが継続される。ただし、重症者及び死亡者に限定して情報が収集される。</p> <p>また、学校等における集団発生の把握の強化については通常のサーベイランスに戻される。</p> <p>イ 国が把握した国内の発生状況に関する情報提供を受け、国・県と連携し、必要な対策を実施する。</p>

(3) 情報提供・共有

県内感染拡大期

対 策	
(3)-1 情報提供	<p>県内発生早期と同様の対応を行なう。</p>

(4) 予防・まん延防止

県内感染拡大期

対 策	
(4)-1 まん延防止対策	<p>ア 県と連携し、業界団体等を経由し、又は直接市民、事業者等に対して次の要請を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤等の基本的な感染対策等を強く勧奨する。 <p>また、事業所に対し、当該感染症の症状の認められた従業員の健康管理・受診の</p>

勸奨を要請する。

- ・ 事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。
- ・ ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に要請する。
- ・ 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。

イ 県と連携し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化する。

ウ 県内感染期となった場合において、医療機関に対して患者との濃厚接触者（同居者を除く。）への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を原則として見合わせるよう国及び県からの要請に協力する。

エ 県内感染期となった場合は、患者の濃厚接触者を特定しての措置（外出自粛要請、健康観察等）が県により中止されることへの周知に協力する。

(4)-2 予防接種

国内発生期と同様の対応を行なう。

(4)-3 緊急事態宣言がされている場合の措置

国内発生期と同様の対応を行なう。

対 策

(5)-1 医療体制の整備

県は、専用外来、帰国者・接触者相談センター及び感染症法に基づく患者の入院措置を中止する。新型インフルエンザ等の患者の診療を行わないこととしている医療機関等を除き、原則として一般の医療機関において新型インフルエンザ等の患者の診療が行なわれることになるため、医師会等と緊密な連携を図る。

(5)-2 患者への対応等

ア 入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅での療養を要請するよう、県の対応について協力する。

イ 国は、医師が、在宅で療養する患者に対する電話による診療により、新型インフルエンザ等への感染の有無や慢性疾患の状況について診断できた場合、医師が抗インフルエンザウイルス薬等の処方箋を発行し、ファクシミリ等により薬局に送付することができることとする。この国が示す対応方針について、県と連携し周知する。

ウ 県が行う、医療機関の従業員の勤務状況及び医療資器材・医薬品の在庫状況の確認や、新型インフルエンザ等やその他の疾患に係る診療が継続されるように行なう調整に協力する。

(5)-3 医療機関等への情報提供

国及び県が提供する、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等について、医療機関及び医療従事者への迅速な提供に協力する。特に、重症者に関する情報を重点的に提供する。

(5)-4 在宅で療養する患者への支援

国及び県と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行う。

(5)-5 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

国及び県と連携し、区域内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院等のほか、医療体制の確保、感染防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度である

が、在宅療養を行うことが困難であり入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、県と協議を行い、必要に応じて臨時の医療施設の設置に関する事務の一部を実施し、医療提供体制を整える。

(6) 市民生活及び経済の安定の確保

県内感染拡大期

対 策

(6)-1 事業者の対応

県内発生早期と同様の対応を行なう。

(6)-2 市民・事業者への呼びかけ

県内発生早期と同様の対応を行なう。

(6)-3 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

(6)-3-1 電気及びガス並びに水の安定供給

国内発生期と同様の対応を行なう。

(6)-3-2 運送・通信・郵便の確保

国内発生期と同様の対応を行なう。

(6)-3-3 サービス水準に係る市民への呼びかけ

国内発生期と同様の対応を行なう。

(6)-3-4 生活関連物資等の価格の安定等

ア 市民生活及び経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、県と連携して、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

イ 生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

(6)-3-5 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

国から県を通じて行なわれる、「在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う旨の要請」を受け、対応する。

(6)-3-6 埋葬・火葬の特例等

ア 国から県を通じ行われる、「火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させる旨の

要請」を受け、対応する。

イ 国から県を通じ行われる、「死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合に、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する旨の要請」を受け、対応する。

ウ 埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合、緊急の必要があると認めるときは、当該市町村長以外の市町村長による埋葬又は火葬の許可等の埋葬及び火葬の手続の特例を国が定めるため、これに対応する。

小康期
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。 ・ 大流行は一旦終息している状況。
<p>目的：</p> <p>1 市民生活及び経済の回復を図り、流行の第二波に備える。</p>
<p>対策の考え方</p> <p>1 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響からの早急な回復を図る。</p> <p>2 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について、市民に情報提供する。</p> <p>3 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。</p> <p>4 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。</p>

(1) 実施体制

対 策
<p>(1)-1 実施体制の変更</p> <p>国が基本的対処方針を変更し、小康期に入った旨及び縮小・中止する措置などに係る小康期の対処方針を公示したときは、直ちに本市においても対策本部の会議を開催し、小康期の対策等を決定する。</p> <p>(1)-2 対策本部の廃止</p> <p>国から緊急事態解除宣言がされたときは、速やかに本市対策本部を廃止する。</p>

(2) サーベイランス・情報収集

対 策
<p>(2)-1 情報収集</p> <p>国及び県等の関係機関を通じて、新型インフルエンザ等の対策等に関する国内外の情報を収集する。</p> <p>(2)-2 サーベイランス</p> <p>県により、通常のスーベイランスが継続されるとともに、再流行を早期に探知するため行なわれる、学校等での新型インフルエンザ等の集団発生の把握強化に協力する。</p>

(3) 情報提供・共有

小康期

対 策
(3)-1 情報提供 ア 市民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供する。 イ 市民から相談窓口寄せられた問い合わせ、関係機関から寄せられた情報等を取りまとめ、情報提供の在り方を評価し、見直しを行う。
(3)-2 相談窓口（コールセンター等）の体制の縮小 状況を見ながら国及び県からの要請に基づいて、相談窓口の体制を縮小する。

(4) 予防・まん延防止

小康期

対 策
(4)-1 予防接種 流行の第二波に備え、緊急事態宣言がされていない場合においては、予防接種法第6条第3項に基づく接種を進める。
(4)-2 緊急事態宣言がされている場合の措置 流行の第二波に備え、国及び県と連携し特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を進める。

(5) 医療

小康期

対 策
(5)-1 医療体制 国及び県と連携し、新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制に戻すことへの周知に協力する。
(5)-2 抗インフルエンザウイルス薬 抗インフルエンザウイルス薬の使用を含めた治療指針が見直された場合は、関係機関に対する周知に協力する。
(5)-3 緊急事態宣言がされている場合の措置 県と連携し、必要に応じ、県内感染期に講じた措置を適宜縮小・中止する。

(6) 市民生活及び経済の安定の確保

小康期

対 策
(6)-1 市民・事業者への呼びかけ 県と連携し、必要に応じ、市民に対し、食料品・生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないように要請する。
(6)-2 緊急事態宣言がされている場合の措置
(6)-2-1 業務の再開 国において、以下の対応をとることになるため、本市は、国や県の状況を踏まえ、必要に応じた対応を実施する。 <ul style="list-style-type: none">事業者に対し、各地域の感染動向を踏まえつつ、県が行う事業継続に不可欠な重要業務への重点化のために縮小・中止していた業務を再開しても差し支えない旨の周知に協力する。指定（地方）公共機関及び登録事業者に対し、これまでの被害状況等の確認を要請するとともに、流行の第二波に備え、事業を継続していくことができるよう、必要な支援を行う。
(6)-2-2 新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止等 市は、指定(地方)公共機関等とともに、国及び県と連携し、市内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。

【参考資料】

- 1 本庄市新型インフルエンザ等対策本部条例
- 2 用語解説
- 3 【関係法令】 新型インフルエンザ等対策特別措置法
- 4 【関係法令】 予防接種法
- 5 【関係法令】 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)
- 6 特定接種の対象となり得る業種・職務（政府行動計画の別添）

資料1 本庄市新型インフルエンザ等対策本部条例

○本庄市新型インフルエンザ等対策本部条例

平成25年7月1日

条例第18号

(趣旨)

第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第37条において準用する法第26条の規定に基づき、本庄市新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 本庄市新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）は、対策本部の事務を総括する。

2 本庄市新型インフルエンザ等対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を補佐し、対策本部の事務を整理するほか、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 本庄市新型インフルエンザ等対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

4 対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議（以下「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第35条第4項の規定に基づき、国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

■ インフルエンザ

インフルエンザウイルスを病原体とする人の感染症※で、主に発熱、咳、全身倦怠感・筋肉痛などの症状を引き起こす。これらの症状は非特異的なものであり、他の呼吸器感染症等と見分けることが難しい。また、軽症の場合もあれば、重症化して肺炎、脳炎・脳症等を引き起こす場合もあり、その臨床像は多様である。

インフルエンザウイルスに感染してから症状が出るまでの期間（潜伏期間）は、季節性のインフルエンザであれば1～5日である。インフルエンザウイルスに感染しても症状を引き起こさず、発症しないこともある（不顕性感染）。

インフルエンザウイルスの主な感染経路は、飛まつ感染と接触感染であり、潜伏期間中や不顕性感染で感染した人に症状がなくても、他の人への感染がおこる可能性はある。

※ 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）」において、鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除くインフルエンザは、五類感染症とされている。

■ インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは、抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆるA/H1N1、A/H3N2というのは、この亜型のことをいう。）

■ 疫学調査

疫学調査は、病気の原因と思われる環境因子を設定し、その因子が病気を引き起こす可能性を調べる統計調査のこと。インフルエンザ等の感染症については、その原因ウイルス、流行形態等を統計的に調査し、予防、流行の制御に活用する。

■ 家きん

鶏、あひる、七面鳥及びうずら等、家畜として飼養されている鳥のこと。なお、家畜伝染病予防法における高病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、鶏、あひる、うずら、きじ、ダチョウ、ほろほう鳥及び七面鳥が指定されている。

■ 感染症指定医療機関

感染症法に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと

* 特定感染症指定医療機関：新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。

* 第一種感染症指定医療機関：一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

* 第二種感染症指定医療機関：二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

* 結核指定医療機関：結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局。

■ 感染症病床

病床は、医療法によって、一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床に区分されている。感染症病床とは、感染症法に規定する新感染症、一類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症などの患者を入院させるための病床である。

■ 帰国者・接触者外来

新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や患者の接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る診療を行う外来。

■ 帰国者・接触者相談センター

発生国から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター。

■ 抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

①リン酸オセルタミビル（商品名：タミフル）経口内服薬

②ザナミビル水和物（商品名：リレンザ）経口吸入薬

③ラニナミビルオクタン酸エステル水和物（商品名：イナビル）吸入粉末剤

■ 個人防護具（Personal Protective Equipment：PPE）及び防護服

エアロゾル、飛まつなどの曝露のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいう。病原体の感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等）に応じた適切なものを選択する必要がある。

■ サーベイランス

見張り、監視制度という意味。疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。

■ 指定届出機関

感染症法に規定する五類感染症のうち厚生労働省令で定めるもの又は二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の疑似症のうち厚生労働省令で定めるものの発生の状況の届出を担当させる病院又は診療所として、都道府県知事が指定したもの。

■ 指定公共機関

独立行政法人等の公共的機関及び医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気等の供給、輸送その他の公益的事業を営む法人等で、政令で定めるもの。

■ 指定地方公共機関

特措法第2条第7号の規定に基づき、都道府県の区域において医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気等の供給、輸送その他の公益的事業を営む法人、地方道路会社等の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人のうち、指定公共機関以外のもので、あらかじめ当該法人の意見を聴いて都道府県知事が指定するもの。

■ 死亡率（Mortality Rate）

流行期間中に、その疾患に罹患して死亡した者の人口当たりの割合。

■ 住民接種

新型インフルエンザ等の緊急事態において、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えることから、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため、ワクチンを緊急に、可能な限り多くの国民に接種する。

新型インフルエンザ等対策特別措置法第46条に基づく住民に対する予防接種又は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種をいう。

■ 新型インフルエンザ

これまで人の世界で流行を起こしたことがないウイルスが、鳥の世界や豚の世界から人の世界に入って、人から人へ感染するようになったものをいう。毎年流行を繰り返す、季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的な大流行（パンデミック）となるおそれがある。

本行動計画における「新型インフルエンザ」は、感染症法に基づく「新型インフルエンザ等感染症※」を指すものとし、かつて世界的規模で流行したインフルエンザであってその後流行することなく長期間が経過したものが再興した「再興型インフルエンザ」を含むものとする。

※ 感染症法において、新型インフルエンザ及び再興型インフルエンザは新型インフルエンザ等感染症とされている。

■ 新型インフルエンザ（A/H1N1）/インフルエンザ（H1N1）2009

2009年（平成21年）4月にメキシコで確認され世界的な大流行となったH1N1亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。2009年（平成21年）4月の時点で、感染症法に基づき、厚生労働大臣が新型インフルエンザ等感染症の発生として公表し※5、以降、「新型インフルエンザ（A/H1N1）」との名称が用いられた。

2011年（平成23年）3月に厚生労働大臣は、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したこと等により、感染症法に基づき新型インフルエンザ等感染症と認められなくなった旨を公表し※6、新型インフルエンザ（A/H1N1）については、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ（H1N1）2009※7」としている。

※5 感染症法第44条の2第1項

※6 感染症法第44条の2第3項

※7 WHOは、2010年（平成22年）8月に、新型インフルエンザ（A/H1N1）の世界的な流行状況を「ポストパンデミック」とする旨を声明して以降、Influenza H1N1/2009といった表現を用いている

■ 新型インフルエンザ専用外来（仮称）（県）帰国者・接触者外来（国）

発生国からの帰国者や国内患者との接触者等であって、発熱・呼吸器症状等を有する者を対象とした外来。

■ 新感染症

新感染症とは、感染症法第6条第9項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

■ 積極的疫学調査

患者、その家族及びその患者や家族を診察した医療関係者等に対し、質問又は必要な調査を実施し、情報を収集し、分析を行うことにより、感染症の発生の状況及び動向、その原因を明らかにすること。感染症法第15条に基づく調査をいう。

■ 接触者

患者と長時間居合わせたことなどにより、病原体への感染が疑われる者。インフルエンザ（H1N1）2009の流行の際には、「新型インフルエンザ（A/H1N1）積極的疫学調査実施要綱」でその詳細が記載された。

■ 相談センター（仮称）（県）： 帰国者・接触者相談センター（国）

発生国からの帰国した者又は新型インフルエンザ患者への接触者等であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、新型インフルエンザ専用外来（仮称）に紹介するための相談センター。

■ 相談窓口（コールセンター等）

帰国者・接触者相談センターとは別に設置する、市民等からの新型インフルエンザ等に関する一般的な相談を電話で受けるためのセンター。

■ 致死率（Case Fatality Rate）

流行期間中に、その疾患に罹患した者のうち死亡する者の割合。

■ 特定接種

新型インフルエンザ等対策特別措置法第28条に基づき、新型インフルエンザ等が発生した場合に、医療の提供の業務又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者の従業員や、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員に対して臨時に行われる予防接種。特定接種の対象者となるためには、あらかじめ厚生労働大臣の登録を受ける必要がある。

■ 鳥インフルエンザ

一般的に、水鳥を中心とした鳥類が保有し、人のインフルエンザウイルスとは別の A 型インフルエンザウイルスの鳥の感染症のこと。

このうち感染した鳥が死亡したり、全身症状を発症したりと、特に強い病原性を示すものを「高病原性鳥インフルエンザ」という。

一方、時に毛並みが乱れたり、産卵数が減ったりするような軽い症状にとどまる感染を引き起こすものは、「低病原性鳥インフルエンザ」という。

感染症法においては、鳥インフルエンザの病原体に人が感染した場合、それが H 5 N 1 亜型であれば二類感染症（「鳥インフルエンザ（H 5 N 1）」という）、H 5 N 1 亜型以外であれば四類感染症として扱われる。

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

鳥インフルエンザ（H 5 N 1）を発症した場合、通常のインフルエンザの症状にとどまらず、重症肺炎や時に多臓器不全等をきたし、致死率は約 6 0 % 高いことが知られている。

のウイルスが人から人へ効率よく感染する能力を獲得し、新型インフルエンザを引き起こすことが懸念されている。

■ 濃厚接触者

新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者。

■ パンデミック

感染症の世界的大流行。特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ感染しやすく、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

■ 発熱外来（国）

発熱を訴える患者に対し、直接通常の外来を受診するのではなく、他の症状の患者から隔離した場所で外来診療を行うところ。

■ 発熱相談センター（国）

発熱を有する患者からの相談を受ける施設のこと。都道府県・保健所を設置する市又は特別区が保健所等に設置する。

■ パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

■ 病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主(ヒトなど)に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。

■ プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、我が国ではH5N1亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）。

■ 罹患率 (Attack Rate)

発病率と同義。流行期間中にその疾病に罹患した者の人口当たりの発生割合。

■ PCR (Polymerase Chain Reaction: ポリメラーゼ連鎖反応)

DNAを、その複製に関与する酵素であるポリメラーゼやプライマーを用いて大量に増幅させる方法。ごく微量のDNAであっても検出が可能のため、病原体の検査に汎用されている。インフルエンザウイルス遺伝子検出の場合は、同ウイルスがRNAウイルスであるため、逆転写酵素 (Reverse Transcriptase) を用いてDNAに変換した後にPCRを行うRT-PCRが実施されている。

資料3【関係法令】新型インフルエンザ等対策特別措置法より

※必要条項のみ記載

○（政府行動計画の作成及び公表等）

第6条 政府は、新型インフルエンザ等の発生に備えて、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（以下「政府行動計画」という。）を定めるものとする。

（中略）

- 4 内閣総理大臣は、政府行動計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 5 内閣総理大臣は、前項の規定により政府行動計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴かななければならない。

○（都道府県行動計画）

第7条 都道府県知事は、政府行動計画に基づき、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（以下「都道府県行動計画」という。）を作成するものとする。

（中略）

- 7 都道府県知事は、都道府県行動計画を作成するため必要があると認めるときは、指定行政機関の長（当該指定行政機関が合議制の機関である場合にあつては、当該指定行政機関。以下同じ。）、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長等、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を求めることができる。

○（市町村行動計画）

第8条 市町村長は、都道府県行動計画に基づき、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を作成するものとする。

- 2 市町村行動計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項
 - 二 市町村が実施する次に掲げる措置に関する事項
 - イ 新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び住民への適切な方法による提供
 - ロ 住民に対する予防接種の実施その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置
 - ハ 生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置
 - 三 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項

四 新型インフルエンザ等対策の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関し市町村長が必要と認める事項

- 3 市町村長は、市町村行動計画を作成する場合において、他の地方公共団体と関係がある事項を定めるときは、当該他の地方公共団体の長の意見を聴かなければならない。
- 4 市町村長は、市町村行動計画を作成したときは、都道府県知事に報告しなければならない。
- 5 都道府県知事は、前項の規定により報告を受けた市町村行動計画について、必要があると認めるときは、当該市町村長に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。
- 6 市町村長は、市町村行動計画を作成したときは、遠やかに、これを議会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 7 第六条第五項及び前条第七項の規定は、市町村行動計画の作成について準用する。
- 8 第三項から前項までの規定は、市町村行動計画の変更について準用する。

○（基本的対処方針）

第18条 政府対策本部は、政府行動計画に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針（以下「基本的対処方針」という。）を定めるものとする。

2 基本的対処方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 新型インフルエンザ等の発生の状況に関する事実
- 二 当該新型インフルエンザ等への対処に関する全般的な方針
- 三 新型インフルエンザ等対策の実施に関する重要事項

3 政府対策本部長は、基本的対処方針を定めたときは、直ちに、これを公示してその周知を図らなければならない。

4 政府対策本部長は、基本的対処方針を定めようとするときは、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要する場合で、あらかじめ、その意見を聴くいとまがないときは、この限りでない。

5 前二項の規定は、基本的対処方針の変更について準用する。

○（都道府県対策本都長の権限）

第24条 都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、当該都道府県及び関係市町村並びに関係指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うことができる。

2 前項の場合において、関係市町村の長その他の執行機関（第三十三条第二項において「関係市町村長等」という。）又は関係指定公共機関若しくは指定地方公共機関は、当該関係市町村又は関係指定公共機関若しくは指定地方公共機関が実施する当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関して都道府県対策本部長が行う総合調整に関し、当該都道府県対策本部長に対して意見を申し出ることができる。

（ 中略 ）

4 都道府県対策本部長は、特に必要があると認めるときは、政府対策本部長に対し、指定行政機関及び指定公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請することができる。この場合において、政府対策本部長は、必要があると認めるときは、所要の総合調整を行わなければならない。

（ 中略 ）

9 都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、公私の団体又は個人に対し、その区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な協力の要請をすることができる。

○（都道府県対策本部の廃止）

第25条 第二十一条第一項の規定により政府対策本部が廃止されたときは、都道府県知事は、遅滞なく、都道府県対策本部を廃止するものとする。

○（条例への委任）

第26条 第二十二条から前条まで及び第三十三条第二項に規定するもののほか、都道府県対策本部に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

○（特定接種）

第28条 政府対策本部長は、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認めるときは、厚生労働大臣に対し、次に掲げる措置を講ずるよう指示することができる。

一 医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（第三項及び第四項において「登録事業者」という。）のこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）並びに新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員に対し、臨時に予防接種を行うこと。

二 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員に対し、臨時に予防接種を行うよう、当該地方公務員の所属する都道府県又は市町村の長に指示すること。

- 2 前項の規定による指示をする場合には、政府対策本部長は、予防接種の期間を指定するものとする。
- 3 厚生労働大臣は、第一項の規定による指示に基づき行う予防接種（以下この条及び第三十一条において「特定接種」という。）及び同項第一号の登録の実施に関し必要があると認めるときは、官公署に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は登録事業者その他の関係者に対し、必要な事項の報告を求めることができる。
- 4 厚生労働大臣は、特定接種及び第一項第一号の登録の円滑な実施のため必要があると認めるときは、登録事業者、都道府県知事、市町村長及び各省各庁の長（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。）に対して、労務又は施設の確保その他の必要な協力を求めることができる。この場合において、協力を求められた登録事業者、都道府県知事及び市町村長は、正当な理由がない限り、協力を拒んではならない。
- 5 厚生労働大臣が行う特定接種は、予防接種法（昭和三十二年法律第六十八号）第六条第一項の規定による予防接種とみなして、同法（第十二条第二項、第二十六条及び第二十七条を除く。）の規定を適用する。この場合において、同法第七条及び第八条中「市町村長又は都道府県知事」とあり、並びに同法第十五条第一項、第十八条及び第十九条第一項中「市町村長」とあるのは「厚生労働大臣」と、同法第十五条第一項中「当該市町村の区域内に居住する間に定期の予防接種等」とあるのは「その行う臨時の予防接種」と、「当該定期の予防接種等」とあるのは「当該予防接種」と、同法第二十五条第一項中「市町村（第六条第一項の規定による予防接種については、都道府県又は市町村）」とあり、及び同条第二項中「市町村」とあるのは「国」とする。
- 6 都道府県知事が行う特定接種は、予防接種法第六条第一項の規定による予防接種とみなして、同法（第二十六条及び第二十七条を除く。）の規定を適用する。この場合において、同法第十五条第一項、第十八条及び第十九条第一項中「市町村長」とあるのは「都道府県知事」と、同法第十五条第一項中「当該市町村の区域内に居住する間に定期の予防接種等」とあるのは「その行う臨時の予防接種」と、「当該定期の予防接種等」とあるのは「当該予防接種」と、同法第二十五条第一項中「市町村（第六条第一項の規定による予防接種については、都道府県又は市町村）」とあり、及び同条第二項中「市町村」とあるのは「都道府県」とする。
- 7 市町村長が行う特定接種は、予防接種法第六条第一項の規定による予防接種とみなして、同法（第二十六条及び第二十七条を除く。）の規定を適用する。この場合において、同法第十五条第一項中「当該市町村の区域内に居住する間に定期の予防接種等」とあるのは「その行う臨時の予防接種」と、「当該定期の予防接種等」とあるのは「当該予防接種」と、同法第二十五条第一項中「市町村（第六条第一項の規定による予防接種については、都道府県又は市町村）」とあるのは「市町村」とする。

○（医療等の実施の要請等）

第31条 都道府県知事は、新型インフルエンザ等の患者又は新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者（以下「患者等」という。）に対する医療の提供を行うため必要があると認めるときは、医師、看護師その他の政令で定める医療関係者（以下「医療関係者」という。）に対し、その場所及び期間その他の必要な事項を示して、当該患者等に対する医療を行うよう要請することができる。

2 厚生労働大臣及び都道府県知事は、特定接種を行うため必要があると認めるときは、医療関係者に対し、その場所及び期間その他の必要な事項を示して、当該特定接種の実施に関し必要な協力の要請をすることができる。

3 医療関係者が正当な理由がないのに前二項の規定による要請に応じないときは、厚生労働大臣及び都道府県知事は、患者等に対する医療又は特定接種（以下この条及び第六十二条第二項において「患者等に対する医療等」という。）を行うため特に必要があると認めるときに限り、当該医療関係者に対し、患者等に対する医療等を行うべきことを指示することができる。この場合においては、前二項の事項を書面で示さなければならない。

4 厚生労働大臣及び都道府県知事は、前三項の規定により医療関係者に患者等に対する医療等を行うことを要請し、又は患者等に対する医療等を行うべきことを指示するときは、当該医療関係者の生命及び健康の確保に関し十分に配慮し、危険が及ばないよう必要な措置を講じなければならない。

5 市町村長は、特定接種を行うため必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、第二項又は第三項の規定による要請又は指示を行うよう求めることができる。

○（新型インフルエンザ等緊急事態宣言等）

第32条 政府対策本部長は、新型インフルエンザ等（国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するものに限る。以下この章において同じ。）が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態（以下「新型インフルエンザ等緊急事態」という。）が発生したと認めるときは、新型インフルエンザ等緊急事態が発生した旨及び次に掲げる事項の公示（第五項及び第三十四条第一項において「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」という。）をし、並びにその旨及び当該事項を国会に報告するものとする。

一 新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき期間

二 新型インフルエンザ等緊急事態措置（第四十六条の規定による措置を除く。）を実施すべき区域

三 新型インフルエンザ等緊急事態の概要

- 2 前項第一号に掲げる期間は、二年を超えてはならない。
- 3 政府対策本部長は、新型インフルエンザ等のまん延の状況並びに国民生活及び国民経済の状況を勘案して第一項第一号に掲げる期間を延長し、又は同項第二号に掲げる区域を変更することが必要であると認めるときは、当該期間を延長する旨又は当該区域を変更する旨の公示をし、及びこれを国会に報告するものとする。
- 4 前項の規定により延長する期間は、一年を超えてはならない。
- 5 政府対策本部長は、新型インフルエンザ等緊急事態宣言をした後、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるときは、速やかに、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）をし、及び国会に報告するものとする。
- 6 政府対策本部長は、第一項又は第三項の公示をしたときは、基本的対処方針を変更し、第十八条第二項第三号に掲げる事項として当該公示の後に必要とされる新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に関する重要な事項を定めなければならない。

○（市町村対策本部の設置及び所掌事務）

第34条 新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたときは、市町村長は、市町村行動計画で定めるところにより、直ちに、市町村対策本部を設置しなければならない。

- 2 市町村対策本部は、当該市町村が実施する当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事務をつかさどる。

○（市町村対策本部の組織）

第35条 市町村対策本部の長は、市町村対策本部長とし、市町村長をもって充てる。

- 2 市町村対策本部に本部員を置き、次に掲げる者をもって充てる。

一 副市町村長

二 市町村教育委員会の教育長

三 当該市町村の区域を管轄する消防長又はその指名する消防吏員（消防本部を置かない市町村にあつては、消防団長）

四 前三号に掲げる者のほか、市町村長が当該市町村の職員のうちから任命する者

- 3 市町村対策本部に副本部長を置き、前項の本部員のうちから、市町村長が指名する。
- 4 市町村対策本部長は、必要があると認めるときは、国の職員その他当該市町村の職員以外の者を市町村対策本部の会議に出席させることができる。

○（市町村対策本部長の権限）

第36条 市町村対策本部長は、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態

措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、当該市町村が実施する当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置に関する総合調整を行うことができる。

- 2 市町村対策本部長は、特に必要があると認めるときは、都道府県対策本部長に対し、都道府県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する新型インフルエンザ等緊急事態措置に関する総合調整を行うよう要請することができる。この場合において、都道府県対策本部長は、必要があると認めるときは、所要の総合調整を行わなければならない。
- 3 市町村対策本部長は、特に必要があると認めるときは、都道府県対策本部長に対し、指定行政機関及び指定公共機関が実施する新型インフルエンザ等緊急事態措置に関する第二十四条第四項の規定による要請を行うよう求めることができる。
- 4 市町村対策本部長は、第一項の総合調整を行うため必要があると認めるときは、都道府県対策本部長に対し、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に関し必要な情報の提供を求めることができる。
- 5 市町村対策本部長は、第一項の総合調整を行うため必要があると認めるときは、当該総合調整の関係機関に対し、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求めることができる。
- 6 市町村対策本部長は、当該市町村の教育委員会に対し、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めることができる。
- 7 市町村対策本部長は、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、都道府県対策本部長に対し、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に関し必要な要請をすることができる。

○（準用）

第37条 第二十五条及び第二十六条の規定は、市町村対策本部について準用する。この場合において、第二十五条中「第二十一条第一項の規定により政府対策本部が廃止された」とあるのは「第三十二条第五項の公示がされた」と、「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、第二十六条中「第二十二条から前条まで及び第三十三条第二項」とあるのは「第三十四条から第三十六条まで及び第三十七条において読み替えて準用する第二十五条」と、「都道府県の」とあるのは「市町村の」と読み替えるものとする。

○（特定都道府県知事による代行）

第38条 その区域の全部又は一部が第三十二条第一項第二号に掲げる区域内にある市町

村（以下「特定市町村」という。）の長（以下「特定市町村長」という。）は、新型インフルエンザ等のまん延により特定市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるときは、当該特定市町村の属する都道府県（以下「特定都道府県」という。）の知事（以下「特定都道府県知事」という。）に対し、当該特定市町村長が実施すべき当該特定市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置の全部又は一部の実施を要請することができる。

- 2 特定都道府県知事は、当該特定都道府県の区域内の特定市町村長から前項の規定による要請を受けたときは、当該特定市町村長が実施すべき当該特定市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置の全部又は一部を当該特定市町村長に代わって実施しなければならない。
- 3 特定都道府県知事は、前項の規定により特定市町村長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示しなければならない。
- 4 第二項の規定による特定都道府県知事の代行に関し必要な事項は、政令で定める。第

○（他の地方公共団体の長等に対する応援の要求）

第39条 特定都道府県の知事その他の執行機関（以下「特定都道府県知事等」という。）は、当該特定都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するため必要があると認めるときは、他の都道府県知事等に対し、応援を求めることができる。

- 2 特定市町村の長その他の執行機関（以下「特定市町村長等」という。）は、当該特定市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村の長その他の執行機関に対し、応援を求めることができる。
- 3 前二項の応援に従事する者は、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施については、当該応援を求めた特定都道府県知事等又は特定市町村長等の指揮の下に行動するものとする。この場合において、警察官にあつては、当該応援を求めた特定都道府県の公安委員会の管理の下にその職権を行うものとする。

第40条 特定市町村長等は、当該特定市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するため必要があると認めるときは、特定都道府県知事等に対し、応援を求めることができる。この場合において、応援を求められた特定都道府県知事等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

○（感染を防止するための協力要請等）

第45条 特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、当該特定都道府県の住民に対し、

新型インフルエンザ等の潜伏期間及び治癒までの期間並びに発生の状況を考慮して当該特定都道府県知事が定める期間及び区域において、生活の維持に必要な場合を除きみだりに当該者の居宅又はこれに相当する場所から外出しないことその他の新型インフルエンザ等の感染の防止に必要な協力を要請することができる。

- 2 特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、新型インフルエンザ等の潜伏期間及び治癒までの期間を考慮して当該特定都道府県知事が定める期間において、学校、社会福祉施設（通所又は短期間の入所により利用されるものに限る。）、興行場（興行場法（昭和二十三年法律第百三十七号）第一条第一項に規定する興行場をいう。）その他の政令で定める多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者（次項において「施設管理者等」という。）に対し、当該施設の使用の制限若しくは停止又は催物の開催の制限若しくは停止その他政令で定める措置を講ずるよう要請することができる。
- 3 施設管理者等が正当な理由がないのに前項の規定による要請に応じないときは、特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、当該施設管理者等に対し、当該要請に係る措置を講ずべきことを指示することができる。
- 4 特定都道府県知事は、第二項の規定による要請又は前項の規定による指示をしたときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

○（住民に対する予防接種）

第46条 政府対策本部は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときは、基本的対処方針を変更し、第十八条第二項第三号に掲げる重要事項として、予防接種法第六条第一項の規定による予防接種の対象者及び期間を定めるものとする。

- 2 前項の規定により予防接種法第六条第一項の規定による予防接種の対象者を定めるに当たっては、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に及ぼす影響並びに国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮するものとする。
- 3 第一項の規定により基本的対処方針において予防接種法第六条第一項の規定による予防接種の対象者及び期間が定められた場合における同法の規定の適用については、同項中「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、「行い、又は市町村長に行うよう指示する」とあるのは「行う」と、同条第二項中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事

を通じ市町村長」と、同法第二十五条第一項中「市町村（第六条第一項の規定による予防接種については、都道府県又は市町村）」とあるのは「市町村」とする。

- 4 前項に規定する場合においては、予防接種法第二十六条及び第二十七条の規定は、適用しない。
- 5 市町村長は、第三項の規定により読み替えて適用する予防接種法第六条第一項の規定による予防接種の円滑な実施のため必要があると認めるときは、指定行政機関の長及び都道府県知事に対して、物資の確保その他の必要な協力を求めることができる。この場合において、協力を求められた指定行政機関の長及び都道府県知事は、正当な理由がない限り、協力を拒んではならない。
- 6 第三十一条第二項から第五項までの規定は、第三項の規定により読み替えて適用する予防接種法第六条第一項の規定による予防接種について準用する。この場合において、第三十一条第二項から第四項までの規定中「厚生労働大臣及び都道府県知事」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。

資料4【関係法令】予防接種法より

※必要条項のみ記載

○（臨時に行う予防接種）

第6条 都道府県知事は、A類疾病及びB類疾病のうち厚生労働大臣が定めるもののまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、その対象者及びその期日又は期間を指定して、臨時に予防接種を行い、又は市町村長に行うよう指示することができる。

2 厚生労働大臣は、前項に規定する疾病のまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、政令の定めるところにより、同項の予防接種を都道府県知事に行うよう指示することができる。

3 厚生労働大臣は、B類疾病のうち当該疾病にかかった場合の病状の程度を考慮して厚生労働大臣が定めるもののまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、その対象者及びその期日又は期間を指定して、政令の定めるところにより、都道府県知事を通じて市町村長に対し、臨時に予防接種を行うよう指示することができる。この場合において、都道府県知事は、当該都道府県の区域内で円滑に当該予防接種が行われるよう、当該市町村長に対し、必要な協力をするものとする。

○（予防接種等に要する費用の支弁）

第25条 この法律の定めるところにより予防接種を行うために要する費用は、市町村（第六条第一項の規定による予防接種については、都道府県又は市町村）の支弁とする。

2 給付に要する費用は、市町村の支弁とする。

○（都道府県の負担）

第26条 都道府県は、政令の定めるところにより、前条第一項の規定により市町村の支弁する額（第六条第一項の規定による予防接種に係るものに限る。）の三分の二を負担する。

2 都道府県は、政令の定めるところにより、前条第一項の規定により市町村の支弁する額（第六条第三項の規定による予防接種に係るものに限る。）及び前条第二項の規定により市町村の支弁する額の四分の三を負担する。

○（国庫の負担）

第27条 国庫は、政令の定めるところにより、第二十五条第一項の規定により都道府県の支弁する額及び前条第一項の規定により都道府県の負担する額の二分の一を負担する。

2 国庫は、前条第二項の規定により都道府県の負担する額の三分の二を負担する。

資料 5

【関係法令】感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）より
※必要条項のみ記載

○（定義）

第6条 この法律において「感染症」とは、一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症をいう。

（ 中略 ）

7 この法律において「新型インフルエンザ等感染症」とは、次に掲げる感染性の疾病をいう。

一 新型インフルエンザ（新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。）

二 再興型インフルエンザ（かつて世界的規模で流行したインフルエンザであってその後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであって、一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。）

（ 中略 ）

9 この法律において「新感染症」とは、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

資料6 特定接種の対象となり得る業種・職務（政府行動計画の別添）

※埼玉県行動計画より抜粋

特定接種の対象となり得る業種・職務について

特定接種の対象となり得る者の範囲や総数、接種順位等は、新型インフルエンザ等発生時に政府対策本部において、発生状況等に応じて柔軟に決定されるが、発生時に速やかに接種体制を整備するために、政府の基本的な考え方を参考に、県内で特定接種の対象となり得る業種・職種について、以下のとおり整理した（事業所が県内に所在するものに限る）。

（1）特定接種の登録事業者

A 医療分野

（A-1：新型インフルエンザ等医療型、A-2 重大・緊急医療型）

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
新型インフルエンザ等医療型	A-1	新型インフルエンザ等の患者又は新型インフルエンザ等になり患していると疑うに足りる正当な理由のある者に対して、新型インフルエンザ等に関する医療の提供を行う病院、診療所、薬局及び訪問看護ステーション	新型インフルエンザ等医療の提供	(厚生労働省)
重大・緊急医療型	A-2	救命救急センター、災害拠点病院、公立病院、地域医療支援病院、独立行政法人国立病院機構の病院、社会保険病院、日本赤十字病院、社会福祉法人恩賜財団済生会の病院、厚生農業協同組合連合会の病院、大学附属病院、二次救急医療機関、救急告示医療機関、分娩を行う医療機関、透析を行う医療機関	生命・健康に重大・緊急の影響がある医療の提供	(厚生労働省)

（注1）重大緊急医療型小分類には、公立の医療機関も含め掲載

B 国民生活・国民経済安定分野

(B-1：介護・福祉型、B-2：指定公共機関型、B-3：指定公共機関同類型、B-4：社会インフラ型、B-5：その他)

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
社会保険・社会福祉・ 介護事業	B-1	介護保険施設（A-1に 分類されるものを除 く。）、指定居宅サー ビス事業、指定地域密着 型サービス事業、老人 福祉施設、有料老人ホ ーム、障害福祉サービ ス事業、障害者支援施 設、障害児入所支援施 設、救護施設、児童福 祉施設	サービスの停止等が 利用者の生命維持に 重大・緊急の影響が ある介護・福祉サー ビスの提供	(厚生労働省)
医薬品・化粧品等卸売 業	B-2 B-3	医薬品卸売販売業	新型インフルエンザ 等発生時における必 要な医療用医薬品の 販売	(厚生労働省)
医薬品製造業	B-2 B-3	医薬品製造販売業 医薬品製造業	新型インフルエンザ 等発生時における必 要な医療用医薬品の 生産	(厚生労働省)
医療機器修理業 医療機器販売業 医療機器賃貸業	B-2 B-3	医療機器修理業 医療機器販売業 医療機器賃貸業	新型インフルエンザ 等発生時における必 要な医療機器の販売	(厚生労働省)
医療機器製造業	B-2 B-3	医療機器製造販売業 医療機器製造業	新型インフルエンザ 等発生時における必 要な医療機器の生産	(厚生労働省)
ガス業	B-2 B-3	ガス業	新型インフルエンザ 等発生時における必 要なガスの安定的・ 適切な供給	(経済産業省)

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
航空運輸業	B-2 B-3	航空運送業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の運送	(国土交通省)
通信業	B-2 B-3	固定電気通信業 移動電気通信業	新型インフルエンザ等発生時における必要な通信の確保	(総務省)
鉄道業	B-2 B-3	鉄道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の運送	(国土交通省)
電気業	B-2 B-3	電気業	新型インフルエンザ等発生時における必要な電気の安定的・適切な供給	(経済産業省)
道路貨物運送業	B-2 B-3	一般貨物自動車運送業	新型インフルエンザ等発生時における必要な緊急物資の運送	(国土交通省)
道路旅客運送業	B-2 B-3	一般乗合旅客自動車運送業 患者等搬送事業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客の運送	(国土交通省)
放送業	B-2 B-3	公共放送業 民間放送業	新型インフルエンザ等発生時における国民への情報提供	(総務省)
郵便業	B-2 B-3	郵便	新型インフルエンザ等発生時における郵便の確保	(総務省)
映像・音声・文字情報制作業	B-3	新聞業	新型インフルエンザ等発生時における国民への情報提供	—

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
銀行業	B-3	銀行 中小企業等金融業 農林水産金融業 政府関係金融機関	新型インフルエンザ等発生時における必要な資金決済及び資金の円滑な供給	(金融庁) (内閣府) (経済産業省) (農林水産省) (財務省) (厚生労働省)
河川管理・用水供給業	—	河川管理・用水供給業	新型インフルエンザ等発生時における必要な水道、工事用水の安定的・適切な供給に必要な水源及び送水施設の管理	(国土交通省)
工業用水道業	—	工業用水道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な工業用水の安定的・適切な供給	(経済産業省)
下水道業	—	下水道処理施設維持管理業 下水道管路施設維持管理業	新型インフルエンザ等発生時における下水道の適切な運営	(国土交通省)
上水道業	—	上水道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な水道水の安定的・適切な供給	(厚生労働省)
金融証券決済事業者	B-4	金融決済システム 金融商品取引所等 金融商品取引精算機関 振替機関	新型インフルエンザ等発生時における金融システムの維持	(金融庁)

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
石油・鉱物卸売業	B-4	石油卸売業	新型インフルエンザ等発生時における石油製品（LP ガスを含む）の供給	(経済産業省)
熱供給業	B-4	熱供給業	新型インフルエンザ等発生時における熱供給	(経済産業省)
飲食料品小売業	B-5	各種食料品小売業 食料品スーパー コンビニエンスストア	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品(缶詰、農産保存食料品、精穀・製粉、パン・菓子、レトルト食品、冷凍食品、めん類、育児用調製粉乳をいう。以下同じ。)の販売	(農林水産省) (経済産業省)
各種商品小売業	B-5	百貨店・総合スーパー	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品、生活必需品（石けん、洗剤、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、シャンプー、ごみビニール袋、衛生用品をいう、以下同じ。）の販売	(経済産業省)

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
食料品製造業	B-5	缶詰・農産保存食料品製造業 精穀・製粉業 パン・菓子製造業 レトルト食品製造業 冷凍食品製造業 めん類製造業 処理牛乳・乳飲料製造業（育児用調整粉乳に限る。）	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品の供給	(農林水産省)
飲食料品卸売業	B-5	食料・飲料卸売業 卸売市場関係者	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品及び食料品を製造するための原材料の供給	(農林水産省)
石油事業者	B-5	燃料小売業（LP ガス、ガソリンスタンド）	新型インフルエンザ等発生時におけるLP ガス、石油製品の供給	(経済産業省)
その他の生活関連サービス業	B-5	火葬・墓地管理業	火葬の実施	(厚生労働省)
その他の生活関連サービス業	B-5	冠婚葬祭業	遺体の死後処置	(経済産業省)
その他の小売業	B-5	ドラッグストア	新型インフルエンザ等発生時における最低限の生活必需品の販売	(経済産業省)
廃棄物処理業	B-5	産業廃棄物処理業	医療廃棄物の処理	(環境省)

(注2) 業種名は、原則として日本標準産業分類上の整理とする。

(注3) 上記の標準産業分類には該当しないが、特定接種対象業種と同様の社会的役割を担う事業所については同様の社会的役割を担っている日本標準産業分類に該当する事業所として整理する。

(2) 特定接種の対象となり得る国家公務員及び地方公務員

特定接種の対象となり得る新型インフルエンザ等対策の職務は以下のいずれかに該当する者である。

区分1：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務

(＝新型インフルエンザ等の発生により生ずる又は増加する職務)

区分2：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務

区分3：民間の登録事業者と同様の職務

区分1：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務

特定接種の対象となり得る職務	区分	担当機関
県対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	区分1	県
県対策本部の事務	区分1	県
市町村対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	区分1	各市町村
市町村対策本部の事務	区分1	各市町村
新型インフルエンザウイルス性状解析、抗原解析、遺伝子解析、発生流行状況の把握	区分1	県
住民への予防接種、専用外来の運営、疫学的調査、検体の採取	区分1	県
新型インフルエンザ等対策に必要な県、市町村の予算の議決、議会への報告	区分1	県 市町村
地方議会の運営	区分1	県 市町村

区分2：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務

特定接種の対象となり得る職務	区分	担当機関
令状発付に関する事務	区分2	—
勾留請求、勾留状の執行指揮等に関する事務	区分2	(法務省)
刑事施設等（刑務所、拘置所、少年刑務所、少年院、少年鑑別所）の保安警備	区分2	(法務省)
医療施設等の周辺における警戒活動等 犯罪の予防・検挙等の第一線の警察活動	区分1 区分2	県警察本部
救急 消火、救助等	区分1 区分2	県 各市町村
防衛医科大学校病院及び各自衛隊病院等における診断・治療 家きんに対する防疫対策、在外邦人の輸送、医官等による検疫支援、緊急物資等の輸送 その他、第一線（部隊等）において国家の危機に即応して対処する事務 自衛隊の指揮監督	区分1 区分2	(防衛省)

区分3：民間の登録事業者と同様の業務

(1) の新型インフルエンザ等医療型、重大・緊急医療型、社会保険・社会福祉・介護事業、ガス業、航空運輸業、鉄道業、電気業、道路旅客運送業若しくは空港管理者（管制業務を含む。）、火葬・墓地管理業、産業廃棄物処理業、上水道業、河川管理・用水供給業、工業用水道業、下水道処理施設維持管理業及び下水道管路施設維持管理業と同様の社会的役割を担う職務

(県、市町村)

関連ホームページ

- 厚生労働省：<http://www.mhlw.go.jp/>
- 検疫所（海外渡航者のための感染情報）：<http://www.forth.go.jp/>
- 国立感染症研究所：<http://www.nih.go.jp/niid/ja/from-idsc.html>
- インフルエンザ関連死亡迅速把握システム：
<http://idsc.nih.go.jp/disease/influenza/inf-rpd/index-rpd.html>
- インフルエンザ様疾患発生報告（学校欠席者数）：
<http://www.nih.go.jp/niid/ja/flu-flulike.html>
- 外務省「海外安全ホームページ」：<http://www.anzen.mofa.go.jp/>
- 埼玉県感染症情報センター：<http://www.pref.saitama.lg.jp/site/surveillance/>

国・埼玉県の行動計画等

【国】

「新型インフルエンザ対策行動計画」（平成 23 年 9 月 20 日改定）

「新型インフルエンザ対策ガイドライン」（平成 21 年 2 月策定）

①水際対策に関するガイドライン

②検疫に関するガイドライン

③感染拡大防止に関するガイドライン

④医療体制に関するガイドライン

⑤抗インフルエンザウイルス薬に関するガイドライン

⑥ワクチン接種に関するガイドライン(おって策定予定)

⑦事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン

⑧個人、家庭及び地域における新型インフルエンザ対策ガイドライン」

⑨情報提供・共有(リスクコミュニケーション)に関するガイドライン

⑩埋火葬の円滑な実施に関するガイドライン

「水道事業者等における新型インフルエンザ対策ガイドライン(改訂版)」(平成 21 年 2 月)

「高齢者介護施設における新型インフルエンザ対策等の手引き」

「新型インフルエンザ流行時の日常生活におけるマスク使用の考え方」（平成 20 年 9 月）

【埼玉県】

「埼玉県新型インフルエンザ対策行動計画」（平成 23 年 2 月改定）

「埼玉県インフルエンザ(H5N1)対応マニュアル」（平成 19 年 9 月、保健医療部）

「埼玉県インフルエンザ(H5N1)診断・治療及び医療施設等における感染対策ガイドライン」
(平成 19 年 9 月、保健医療部)

本庄市新型インフルエンザ等対策行動計画

平成27年3月

発行：本庄市

編集：本庄市保健部健康推進課

〒367-0062 埼玉県本庄市小島南 2-4-12

電話 0495-24-2003 FAX 0495-24-2005